

監獄雜誌

第六卷第三号

録目

● 論說	送辭 (留送別宴會席上に於て)	小野田元	(一頁)
● 送辭 (寄送)	送辭 (寄送)	中野健明	(一頁)
● 告別の辭 (大日本監獄協會常集會に於ける演說大意)	告別の辭 (大日本監獄協會常集會に於ける演說大意)	靜岡監獄署	(一頁)
● 小河滋次郎氏の歐洲行を送る	小河滋次郎氏の歐洲行を送る	快哉	(二十頁)
● 東北地方興獄協議會紀要 (承前)	東北地方興獄協議會紀要 (承前)	浪華	(二十一頁)
● 特別寄書	特別寄書	櫻生	(二十一頁)
● 押丁の減員に付看守の職務	押丁の減員に付看守の職務	櫻生	(二十一頁)
● 雜錄	● 犯罪の嫌牙付雜居制の害	櫻生	(二十一頁)
● 工場内に於ける戒護看守は二人以上ならざるべからず	工場内に於ける戒護看守は二人以上ならざるべからず	櫻生	(二十一頁)
● 特別選四方に就て	特別選四方に就て	櫻生	(二十一頁)
● 請負業工賃契約法	請負業工賃契約法	櫻生	(二十一頁)
● 徳川幕府裁判所の構成及權限 (承前)	徳川幕府裁判所の構成及權限 (承前)	櫻生	(二十一頁)
● 寄書	寄書	櫻生	(三十頁)
● 教誨	● 教誨をして効あらしむる方法と云ふに付て	櫻生	(三十七頁)
● 教誨の効果は教誨師其人に存す	教誨の効果は教誨師其人に存す	櫻生	(三十七頁)
● 漫評	● 在前三池	無爲室主人	(四十二頁)
● 問答	● 大牟田	風突子	(四十二頁)
● 海外通信	● 從前監獄協會五十年期祝會	櫻生	(四十三頁)
● 雜報	● 數十件	櫻生	(四十四頁)
● 數十件	● 數十件	櫻生	(四十四頁)
● 通信	● 數十件	櫻生	(四十五頁)
● 翻譯	● 内閣及精神と犯罪者	櫻生	(五十五頁)
● 斯氏四人農業論 (承前)	斯氏四人農業論 (承前)	櫻生	(五十六頁)
● 監獄彙報	● 數十件	櫻生	(六十四頁)

警察監獄學會發兌

千葉知養君序 山田大應君著
 ●古鏡 遷善錄
 但智 活版四六形
 育部 頗る美本全壹册

正價廿錢 郵稅四錢

愛知縣監獄教誨師山田大應氏就職以來監獄部に智徳の二部に關し恰當の學場修身教科書及生徒看讀用に供する適當の貸與書籍無きを憂ゑられ今回智育に關する修身談を編集し囚徒看讀貸與本を編成せらる其編中の畧目は○揭示條項○教場心得修身談三十三項○公私用文其他頭書には囚徒の心得べき諸規則及用文雜語、歐米格言等種々有益なるを四號文字平假名付にて載す、實に監獄部内には近世無比の珍書なるのみならず教誨師及び說教師諸君には必讀すべき良書なり、差入本には最も妙

●警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字

司法次官清浦奎吾君序文
 神奈川縣知事 中野健明君序文
 静岡縣知事 小松原英太郎君序文
 神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

内務省警保局長 小野田元熙君序文
 帝國大學法科大學長 穗積陳重君序文
 教授法學博士 都筑馨六君序文
 内務省土木局長 久米金彌君序文
 參事官文學士 久米金彌君序文
 内務省參事官文學士



監獄學全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

司法次官清浦奎吾君序文 内務省備獄務顧問故フラン、ゼー、パツハ君序文
 東京集治監典獄石澤謹吾君序文 内務書記官文學士久米金彌君序文
 前宮城集治監典獄八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄小河滋次郎君編著

日本監獄法講義

完

靜岡縣知事小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文 神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯
字川 盛三郎君序文

獨逸監獄管理法

完

靜岡縣知事小松原英太郎君序文 內務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
內務書記官文學士久米金彌君序文 神奈川縣典獄小河滋次郎君著

看守必携獄務提要

完

靜岡縣知事小松原英太郎君題字 前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
宮城縣典獄山崎義徳君序文 宮城集治監教誨師藤吉智教君著

監內揭示條目辯解

全

監獄雜誌第六卷第參號

論 說

小河滋次郎氏洋行に際し讀者に報道すへき記事なくして可ならんや、今本欄に掲ぐる數項の文字は又其一端に屬せり、而して各地方より寄せられたる祝辭、送辭の如き悉く載録するに遑あらず今回纒かに其一二を掲ぐるのみ、亦告別の辭を押し本誌に掲載せらるへく豫期せられしも發程匆忙終に執筆の暇なく漸く演說筆記を以て之れに代ゆるに至れり讀者幸に之を了せよ

雜誌記者謹識

送

辭

(留送別宴會席上に於て)

今回小河君萬國監獄會委員と爲り歐洲に派遣を命せられ將に遠く任に赴かんとす余一言以て其行を壯にせざるへからず

余嘗て獄政調査の爲め歐洲を巡遊せしとき適中穂積陳重氏と伯林に邂逅して曰く監獄の事たる専ら其科學を脩むる者を養成し以て實務に膺たらしめざるへからずと穂積氏大に其言を喜び歸朝の後特に君を擧げ大學に入しむ君亦日夜専ら

獄政の事を研鑽す業成るに及んで内務省警保局員となり更に神奈川縣典獄に轉じ頗る斯道に通し令名世に著はる君今日の命ある豈亦偶然ならんや抑監獄の事業たる僅に數年を期して其効果を望むへからず若し夫れ眞に斯事業の改善を計らんと欲せば能く學理と實驗と相混化融合し以て斯道の進歩を計らざる可からず如何に學理のみ發達すと雖も實務と吻合する能はずんば未だ監獄の効果を得たりと謂ふへからず要するに風土人情及び教育の深淺に應じ學理に戻らず實務に反せず漸次善美の域に進めざるへからず君の着眼此點に存し其正鵠を誤らざらん乎不日萬國會議に列し又歐洲諸監獄を巡視したるの後其得る所必らず我邦を裨益する尠なからざるへし斯の如きは獨り君の任を盡したるのみならず我政府の君を派遣したる趣旨も亦茲に外ならざるへし君其れ行け波濤萬里風土相異なり幸に自愛せよ

明治二十八年三月八日

小野 田 元 瀨

送

辭 (寄 送)

恭しく書を小河君貴下に呈す貴下か多年刻苦監獄學を修められたるは健明等の夙に聞知する所是を以て嚮きに當縣典獄に任せらるゝや司獄人を得るの稱あり而して就任日淺く未だ其學ぶ所の萬一を實際に應用せらるゝに違あらず今や上司の拔擢する所となり佛國巴里第五回萬國監獄會議委員の命を奉し我 帝國を代表し不日將に發途せられんとす此命や貴下の一身に於ては無上の名譽なりと雖も健明等に於ては當縣監獄の爲竊に遺憾とする所なり然れども他日歸朝の日其得る所を以て我か帝國監獄の改良に一大裨益を與へらるゝや疑を容れざる所復前陳區々の失望を要せざるなり爰に輕品數種を呈し聊か送別の意を表す希くば之を莞納せられんことを海洋萬里邦家の爲め幸に自重せよ敬具

明治二十八年三月十三日

神奈川縣官有志總代

中 野 健 明

小河 滋 次 郎 君

貴 下

送

辭 (寄 送)

岳洋小河君夙に獄事に身を委ね斯道の爲め盡瘁せらる曩に大學を出るや君職を内務に奉し専ら獄政釐革の事に従ふ現時監獄制度の漸く整備せる君興て力あり

と謂ふへし獄務顧問ゼーパツハ氏を招聘し監獄官練習所を開設せらるゝや君舉
けられて通譯官たり懇到周密聴くものをして一毫の憾なからしむ我獄司の器を
養ひ以て今日に至りしもの亦實に君か薰陶の力に因らすんはあらず廿六年神奈
川縣典獄に榮轉し爾來刻苦勵精孜孜として改良の方案を講し大に前途の計謀を
畫す亦勉めたりと云ふへし加之繁劇の身を以て獄務に關する著書を出すこと前
后數回以て當局を裨補し獄務の進陟を促せしもの亦少しとせず嗚呼君か獄事に
功績ある夫斯の如し豈偉ならずや今や監獄の改良は益進歩の氣運に向ひ各國協
力して大に其實効を收めむとす於茲乎萬國監獄會議は既に第四回に及ひ今又第
五回を佛國に開かんとす小河君撰まれて委員に舉げらる君の平生を知るもの誰
れか其適任なるを知らざらむや今や君の豊富なる學識と鍛鍊なる經驗とは這般
の行に於て一層其光彩を發揮せむ豈國家の慶事ならずや時正に春和駘蕩の候に
際し此名譽ある重任を負ふて遠く天涯の波濤を蹴破せむとす君を知る者の争て
か賀せざるを得む嗚呼巴里の華は麗らかに伯林の月は皎しと雖も素と異域の風
土君幸に千萬自重せよ聊か蕪言を陳して送辭に代ふと云爾

静岡縣監獄署

千頭 正澄

佐々木 武次郎

蘆屋 澄勝

矢部 岩次郎

●告別の辭

(大日本監獄協會常集會に於ける演說大意)

諸君も御承知の如く不省滋次郎事今回佛國巴黎府に於て開設せらるべき第五回
萬國監獄會議へ參列の爲め帝國政府委員の恩命を辱ふし不日本邦を出發せんと
欲す、是れ畢竟諸君の平素予を遇することの厚きと諸君の御推撰に依て榮譽ある
重任を辱しむるに至りしものにして此點に就ては予の厚く諸君に感謝する所に
して且つ慚愧に耐へざる所なり此上は唯恐る此重大なる使命を全ふして歸朝の
曉き諸君の予に繋げる抱負の萬分の一だも酬ゆるの日あるや否やを予の窃かに
掛念に堪へざる所なり、然れども今日此重任を負ふ以上は予の力のあらん限り充
分斯道の爲め盡瘁せんとは予の自から期する所にして敢て或は怠らざらんことを
誓へり、諸君も知らるゝ如く予は多年斯道に従事する者なりと雖も常に空論家た
るの誹を免かれざる者にして實務に従事すと雖も僅々一年有半に過ぎざれば未
だ空論家たるの範圍を脱する能はざるなり、諸君も知悉せらるゝ如く抑も萬國監

獄會議の起原たるや西曆千八百四十六年(今を距る百四十九年)始めてフランクフォルト、アインツに於て會長ミツテル、マイエルの下に此會議を開設せられたるに濫觴し、而して其目的は要するに犯罪は其原因種々ありと雖も萬國殆んど相一致するの性質を有する者なれば萬國を通して同一の方法手段を以て之を豫防し防遏し能はざるとなかるべしとの主義より組織せられたるものにして實に監獄事業は萬國的性質を有するものと云ふにありしなり而して僅々十年間に前後二三四の會議を開設するに至りしも或る事情の爲め不幸一時中絶の姿となりしもの之中興の會議とし越て千八百七十二年に至りドクトル、ワインズに由て遠く歐洲各國政府を歴訪誘導せられたる結果復た中興後の第一回監獄會議なるものゝ創設を英京倫敦に見るを得たり爾後年を終へ回を重ね本年六月を以て佛國巴黎に開設せらるべきもの即第五回萬國監獄會議是れなり、而して中興前の會議に於ては専ら分房制の利害及び其實施の方法、幼年囚感化法並に分房制監獄構造法等に就て審議を盡し其結果至る所、監獄の改築、分房制の實施等を見ざるなきか如く要するに監獄に冷淡無味なる社會をして一足飛びに寧ろ急激なる改良の効を奏せしめんと孜孜たる結果尙語を替へて之を云へば監獄事業をして萬國的性質を貫徹せしめんとの所謂少しく極端に流れんとし國有的思想を全然忘却せんとする

傾向あるより一面保守的俗流社會の反動を惹き起し漸く其氣焰を高むるに至り不幸第三回を以て夭折、中廢するの止むを得ざるの運命に陥らしめしもの又餘義なき次第なりと云ふべし然り而して中興後の第一回監獄會議は實に前轍に鑑み各國固有の特性を回議に提出し審議討尋し彼れの長は探て我が短を補ふべく我れの長は益々之を擴充せんとを是勉め大に従前の面目を新めたり而して中興後の第一回以下每會益々其歩を進め萬國的性質を度外視し寧ろ前者の反對に國有的志想を鞏固にするの傾向あり會議の決議と雖も各國之を實施するに吝なるか如く昨今に至りては參同の各國委員相互に自國の長所を會議に提出し相誇るか如き景況あり、予も亦た今回本會議に出席する以上は時を逐ひ先例に慣ひ大に我國監獄制度の改良進歩せる實況を會議に揚言し歐米文明國の監獄に比し優るあるも決して劣るなきを各國委員に依て世界に紹介せられんことを務むべし加之ならず予も亦た平素我國の監獄事業の内或もの即ち紀律、作業、衛生、教誨等に至りては國有的昨今の進歩改良を以て決して歐米文明國に比し一步を譲るなきを信するものにして是等の點に就ては議場に在つても大に誇張せんことを勤むるに怠らざるべし、然れども現今我國の弱點たる出獄人保護の事及び幼年懲治者教育等未だ完全の方法相立ざるか

如きは平素予の遺憾とする所なれば右等の問題研究に就ては全力を注ぎて討究研鑽せんと欲せり、將た彼の監獄統計の如きは萬國通用的の性質なるにも拘はらず我國の如き統計法の不完全なるより能く其目的を達すること能はざるが如きは單に統計其もの、完備せざる罪に坐すべしと雖も監獄と監獄以外の行政機關との間に平滑なる聯絡の相通せざるより勢ひ精密なる監獄統計を得る能はざるか如き假令は警察と監獄の如き將た相離るべからざる裁判と監獄の如き及び立法と監獄の如き最も密接なる關係を保たざるべからざるにも拘はらず從前の如く相阻格しつゝあるは斯道の爲め不利益少なからざれば如何せば之を匡救することを得るや將た完全なる監獄統計を編纂し得て萬國通用的に之を比較對照し得るやと云ふか如き問題に就ては各國委員の意見を叩き及び各國の長所を我に採擇するに怠らざるべきことを期せり其他細目なる事項に至つては會議に臨み機に投し調査研究し遂に他日歸朝の後、予の意見懷抱を諸君に開陳し諸君の高教を請はんこと予の偏に希望に堪へざる所なり、今や將に出發期も前に迫り公私に纏綿し一々諸君の許に拜趨し諸君の高教を仰く能はざるは予の遺憾とする所なり此の好機に際し聊か蕪言を述へ諸君に告別の意を表すること、なれり諸君幸に舊に倍し公私共に御眷顧を垂れられ不肖滋次郎に教へ且つ注意を與へられんことを望む、終に臨み尙一言せんとするは予か彼地滞在及び巡回中見聞したる事にして諸君の御参考とも可相成事は細大漏さず秃筆に上し諸君に報道するを怠らざるべし諸君幸に諒せよ

小河 滋 次 郎

●小河滋次郎氏の歐洲行を送る

明治二十八年三月二十三日纜を横濱に解き萬里の波濤を越へて佛國巴黎に趣き萬國監獄會議に臨まむとする者は小河滋次郎君其人なり我學會茲に蕪詞を草して其行を送らむとす

凡る萬國の共同會議に委員を派遣するは文明國の權利なり、相ひ議して文華を増進せむとするは文明國の義務なり、此權利を實行し此義務を履行せむと欲せば須らく委員を精撰して文明國の目的を貫くべし本年六月萬國監獄會議は佛京巴里に開かれむとす我帝國は學者を派遣して可ならむか其會議單に學理の研究に止まらざるを如何せむ經驗家を派遣して可ならむか單に實務の比較に非らざるを如何せむ蓋し今回の派遣委員は識力優健而も老練敏達之士に非ずんば我帝國を代表して文明の目的を貫く能はざるべし委員撰定の難き實に此點に在り本紙上屢委員其人の資格を論し其希望を述べたるも亦實に此點に在り今や我政府は小河

滋次郎氏を擧げて委員となし萬國監獄會議に列席せしむ誠に余輩の心を得たり、
行け小河君、君の責任や重く名譽や高し

小河君學を大學に修め學識該博殊に監獄學の奧義に通し著述するもの亦從て多
く後學を裨益したること尠からず恂に斯學の泰斗なり曩に内務省警保局監獄課
長となり海内監獄の形勢を察し出て、神奈川縣典獄となる蓋し神奈川縣は外國
人の滙集する處にして其監獄の治績如何は直に全世界に傳唱せられ國威の繫か
る處文野の分るゝ處良典獄にあらずむは能く此衝に當る能はざるに由る歟小河
君就職以來職責を重むし孜々として學理を實地に適用し着々功を奏して模範監
獄將に成らむとして時期未だ來らず識能餘りあつて在職の期甚だ短く僅かに素
養萬分一を實地に應用したるに過ぎず内外の人以て遺憾となす、加ふるに同縣監
獄改築事業の大成を見ずして其職を去らるゝは啻に其監獄の爲めに惜むのみな
らず君も亦遺憾とする所なるべし然れども監獄社會別に令聞ある若山君來りて
其職を襲く亦以て君の素志を繼ぐを得べし、行け小河君、暫らく國內を顧みる勿れ
君の責任や重く名譽や高し

方今獄事社會に於て博識老練の尤なるもの君にあらずして誰ぞ萬里の外に使し
て能く君命を辱かしめざるもの亦君にあらずして誰ぞ我政府特に君を擧げて萬
國監獄會の一員たらしむるもの寔に偶然に非ず余輩竊に君の委員たらむ事を冀
ふて今之を得たり何ものゝ快樂か之に如む今君行て歐米の獄制を案し彼の長を
摘て我短を補ひ中外の粹を合せ得て始めて始めて善美の獄制成るべし君の歸朝するど
きは我國監獄歴史の一新紀元なり君の再び實務を執らるゝときは監獄歴史の光
彩を日月と争ふときなり行け小河君、四千萬の民皆望みを君に寄す君の責任や重
く名譽や高し

今や我征清軍連戰連勝旅順口威海衛の關門を破りて北洋艦隊を殄滅し作戰第一
期を終りて第二期に進み武勇天下を振動して東洋の霸王將に全世界に覇たらむ
とす是れ作戰の術清國に勝て實は武勇歐米を壓するものなり從て歐米人我邦人
の一舉一動に屬眸する素より其所なり君の巴里に着する日は歐人戰勝者として
君の風采を欽ふなるべし君の議場に臨める時は歐人亦戰勝者の説を聽かむとす
るなるべし帝國の武勇は人既に疑はず、帝國の智力は未だ充分の證左なし否な證
左なきに非ず之を示すの機會なかりしなり議者云はすや治獄の善美は文明の標
準なりと萬國監獄會議は帝國の智力を八表に輝かす好機會なり此機失ふべから
ず行け小河君、君の責任や重し名譽や高し

聞説く君は今回巴里府に於て開かるべき萬國監獄會議の議を畢りたる後は歐米

各國の監獄を巡閱し廣く獄制を審査研鑽せらるゝ所ありと果して然りとせば氏か獨逸聯邦李漏西國モアビート監獄に至り彼のクローチ老典獄に親しく面接せらるゝ時に方り兩氏の感果して如何李漏西國は是れ君の先師故ファン、ゼーバハ氏の故國にしてゼーバハ氏は則ちクローチ老典獄の高弟なるの關係あるにあらざやゼーバハ氏は我國獄事改善の爲め身を犠牲に供し逝て今や則ちなし、老典獄高弟を失ふて高弟の高弟に遭遇せば君を見る猶ほゼーバハ氏の如くなるべし君亦先師を欽ふて却て先師の先師に面接せば老典獄を見る猶ほゼーバハ氏の如くなるべし關係如此にして一見猶故舊の如く談偶々ゼーバハ氏に及ばゞ涕襟を沾すべく、談獄事に及ばゞ議論風發我國獄事の改善に裨益あらむ、行け小河君行て老典獄の學識と經驗とを得られよ君の責任や重く名譽や高し

何故に責任重く名譽高きか若し夫れ君の責任、委員として其説を吐くに止まらしめば余輩敢て責任の重きを云はざるべし蓋し君に在りては容易の業なればなり君の名譽單に幾多の典獄を措て特に選拔せられたるの點にあらは余輩敢て名譽の高きを云はざるべし蓋し博識の士に在りては當然の事なればなり然れども君の負へる責任は委員自身の責任にあらずして大日本帝國の文明に對する責任なり君の有する名譽は君の名譽に止まらずして智力を世界に發表する大日本帝國の名譽なり是故に君の一身は則ち獄事に關する帝國の分体なり君の舌頭は帝國朗音の發する所なり其責任や重く名譽や高し火輪千里、長風に駕して沖天の濤を破り君を歐洲に送れるときは春色胎蕩、巴里の花笑て君の遠來を慰めむ願くは國家の爲めに自愛せられよ聊か蕪辭を述べて君の行を送る

萬國監獄會議列席委員小河滋次郎君萬歲

●東北地方典獄協議會紀要

(承前)

快 哉 生

二十一、作業日課表の様式を一定ならしむる事

作業日課とし云へは其名の示すか如く各役囚の日程及び日々の成功高を記帳し日程の了否並に毎月の工錢及び給與工錢を算出するの基礎にして各囚の作業に關する一切萬事皆蒐めて茲にあり去れば其正確を期し誤記違算なきを保せざるべからざること作業當局者の最も注意を要すべき點なりとす然るに従來の經驗に由れば作業日課表の様式各地一定せず或は繁に堪へざるあり又或は簡單に失し肯綮を得ざるものあるか如し予輩平素又遺憾とせり是れ何となれば他日比較統計を編製するに方つて常に正鵠を得ざるのみならず甚たしきは人に世人を過まるの媒介となるものあるべければなり、宜なる哉本題は提出者たる埼玉縣典獄に依て日課表の各地区々に出つること及び必要なる理由を簡單に説明せられ委員を撰定し其様式を一定せられたしどの希望を表白せらる、是れ素より至當の提題にして各員又異議のあるべき筈なし、然れど

も唯本問をして本協議會の協議に止まらしむるか將た其筋へ建議し一定の訓令を發せられんことを望むやとの議に付賛成質問續々起り底止する所なきか如し要するに様式を一定するの必要を認めつゝあることは滿場一人の異議なき所なりし、而して結局建議意見は主論者之を撤去し協議案とし委員を撰み按を具し出張官の参考とし復命を請はんと云ふの説多數を占め委員に付托し一定の様式を審査立案することゝなれり而して委員は會長の指名に依り左の三氏當選せられたり

埼玉縣典獄 神奈川縣典獄 静岡縣典獄

而して結局本會に審査報告を見る能はずして後會に提出せらるゝことゝなりしは予輩の聊か遺憾とする所なり

二十二、滿五ヶ年以上勤務の女監取締に於て退職したるときは相當の手當金を給與することに一定しては如何

本問は眞に好個の問題とす、看守及び巡查は遠く明治十五年の昔日太政官達第四十一號を以て巡查看守給助例の發令施行あり退職給助以下諸種の給助、扶助あるにも拘はらず唯其男性と女性との區別あるに過ぎざる女監取締即女看守に此類の給助例の規定なきは今日より之を見れば實に法の缺點と云ふの外あらざるが如し獨り給助及び扶助に係る事のみならず休暇規則に將た精勤證書に其他諸給與品に至る迄男性たる看守に厚くして女性たる女監取締に薄きか如き權衡を得ざるあるは予輩常に女監取締の爲めに其不幸を嘆ずる外あらざるなり最も今日迄の如く女監取締の職掌否其職責を完ふする能はざるが如き類のものに對して

は右の如き給助例其他の必要もあらざりしかなれども現今の如きは女囚に對する一切の檢束取締に關する事は總て之を女監取締に於て勵行せざるべからざる時期なれば是非其數年勤務の勞に酬ゆる退職賜金及び其他の給助並に扶助の道なかるべからざるは勿論にして此點に就ては何人も異議なかるべしと雖も現行法制の上より之を實行するの道なきは寔に法の不備と云ふも決して誣言にあらざるべしと信ず、幸に本會參列の各位に於ても此手當金を給すると云ふに一人の異論者なかりしと云ふと雖も唯其費途の穩當なるものなきに苦しむものゝ如し去れば退職者に對し相當手當金を給するを是認するありと雖も現に其如何なる費用より之を支辨すべきやとの問題は或は地方稅實與の目よりすと云ひ又或は慰勞賞與の目を設け豫め豫算に編成し置くを可なりとする等の議論ありしと雖も結局原按の通り給與することゝし而して其金額は豫め一定する能はず否な一定するも實際に行はれざる等の事情あるべければ其金額は各地適宜とし茲に一定せざるとに決定せられたり是れ最も至當の決議と云ふべきなり、然れども予輩は唯恐る退職者に給與する手當金額の一定する能はざるは勿論其金額の多少は姑らく置き之を一般に給與すと決せられたるも現時の如く法制なきにも拘はらず之を地方稅より支出し給與すると云ふか如きは少しく會同各位の越權にあらざるなきか何となれば縱令當局者か此方針を以て地方議政者に其支出を請求するありと雖も議政者たる府縣會か之を認めざる曉きは之を實地に給與する能はざるに終るべければなり乍併之を是認せられざる迄も本議を可決し將來議會に請求せらるゝの勇氣と決心のある所は予輩飽迄も各位の配慮を謝し頌贊するの外あらざるなり

二十三、刑事被告人に對し牛乳其他衛生上必要と認むべき滋養品の差入及其購求願は之を許可し常食外に與ふることを得べきや

本題は埼玉縣典獄に依て贖場に紹介せられ同典獄の意見として假令滋養物と雖も常食と同時に差入を許すことは監獄則施行細則(八十九條)の規定に牴觸の虞れあり故に該滋養品を以て常食に代ふる場合は之を許す、又常食外と雖も醫師の證明あるものは特別として之を許すこと勿論にして要するに本問は普通の場合を指したるものにして常食外の差入及び給與は之を許さざるを至當とすと云ふにありし、此説明は大に予輩の意を得たるものにして予輩も又同一の解釋を抱けり曰く監獄則施行細則第八十九條は刑事被告人の飲食物差入に係る規定にして酒烟草を除き監獄内に於て炊煮を要せざるものたらざるべからざるは勿論其度數は一日三回、一回一食の量に限られたり予輩を以て之を見れば此度數及び一食の量に限られたる理由は所謂普通の常食を指したるものにして常食外の差入は善し生理上の滋養品たりと雖も自費購求及び差入とも之を許さざるの精神たること勿論にして殆んど疑を容れざる所なり、然るにも拘はらず本問は施行細則規定の一日三回の範圍外として満場の可否せられたるは要するに衛生を重んずるの點より此決議を見るに至りしものなりと云ふと雖も予輩をして忌憚なく之を云はしめは施行細則の規定に牴觸の虞れあるのみならず衛生上の必要物として差入を許し給與したる滋養品は時に或は衛生を傷害するの媒たるなきを得ざるか抑も刑事被告人とし云へば普通の生活より突然拘禁の身となりたる者多く前日狂奔走或は体力を使用することの繁且つ劇なりし者にして一朝幽囚の身となり圍圍に呻吟するものにあつては忽ち身体動作の激變より將た多少憂鬱に沈淪する等尙之を約言すれば運動の充分ならざると精神の快瀾ならざる等の原因より飲食は更なり假令滋養品と雖も一定の定食外に尙之を與ふるか如きは却て衛生上に如何あるべき乎少しく疑なき能はざるなり又一面監獄紀律の上より論するも定刻外に常食以外の牛乳其他の滋養物を間食するを許すか如きは嚴實なる紀律勵行上甚だ妙ならざるの虞れあるに於てをや

要之に假令滋養品と雖も常食以外に之を與ふべしと云ふ決議の精神は之を貫徹すべからざる等の理由あり加之ならず法規に牴觸するの嫌あれば一日三回とある法文の除外例と云ふに至つては予輩之を賛成するを得ざるなり聊か記して讀者の明教を請はんとす

二十四、行狀視察法を略し一定しては如何

行狀視察法に關しては種々の方法ありて視察すべき項目の如きは細大種々あり茲に網羅するの要なしと雖も其視察したる事項を所屬長官に報告の手續の如きも或は日報を以てするあり又月報を以てするありと雖も要するに行狀視察の最終目的に至りては他日發しては賞表附與となり假出獄又は特赦の恩典となる等其關繫する處決して掛きにあらず特赦、假出獄の申請並に賞表附與事項の如きは改過遷善を誘導し囚情に關すること大なるものあれば須らく當局者の慎重周到なる注意と公平なる視察を要すること勿論にして予輩の茲に事煩しく縷述するの要を見すと云ふと雖も視察法の各地區々なるは勢ひ公平平均一を缺くの嫌なきにあらざれば各地視察の方法を一定したしと云ふにありしなり、而して之を一定する事に付ては満場一致の同意する所なりと雖も本題の如きは治獄上最緊要事に屬する性質のものにして輕々に議すべからざるは

勿論なれば委員に付托し充分審査討究することとなり結局會長の指名を以て委員は左の三典獄に依て組織せられたり

栃木縣典獄 山形縣典獄 茨城縣典獄

而れども是又不幸審査報告を見るに至らず各府縣に於て之を査定し後會に提出して討議すべきこととなり了んぬ

二十五、在監人衣服費の計算方を一定しては如何

本題も又一定するの必要を認め委員付托説に決せり而して委員には秋田縣千葉縣長野縣の三典獄指名せられたり而して會期中未だ報告を得ざりし

二十六、各縣監獄本支署の出納官吏の官氏名并に其金庫を變更の都度互に通知しては如何

本議題は埼玉縣典獄に依て提出せられ警視廳長野宮城二縣又同一提出者たりしなり而して議場に於て各地適宜説多數なりしか如しと雖も抑も現金出納官吏、物品會計官吏の如きは會計法上獨特の責任を有するものなれば假留監聯合地方及び同一控訴院管内の如き苟くも關係を有する地方の間に在つては互に通知する方彼我の便利なるべしとの説多數を占め結局關係地方のみ通知することとなりぬ

二十七、看守押丁にして免職となり又は自己の便宜に依り辭職したるものは各縣互に通知する事

提出者宮城集治監典獄の口より説明すらく看守任用上便利なり即ち懲戒免職は勿論自己の便宜に依り辭職したるものと雖も爾后二年を経過せざれば採用する能はざるの制規なりとの意に出てしか如し、成程本題

提出の主旨たるや甲縣に於て免職辭職せし者にして乙地に至り看守押丁を志願する等所謂去就常ならざる風來志願者を防遏する等の上に於て至極便利なるか如しと雖も其免職又は辭職者の氏名を一々各府縣に通知せざるべからずと云ふか如きは繁雜に堪へざるのみならず一面費用に關係する事なれば到底實際に行はるべき事にあらざるのみならず甲地に於ける看守押丁の辭職免職者は乙丙丁の或縣に至り又看守押丁を志願すべしとは必然期すべからざるものなるに於てをや然るを尙斯る必要ありとせば獨り監獄署間に止まらざるなり警察署分署間尙且つ通報すべき必要ありと云はざるへからざるに至り其手數、費用擧げて數ふべからざるなり又予輩を以て之を見れば辭職を聞届け又免職せし監獄よりの通知を要せずと雖も各地右等の志願者あるに方つては必ず本人の履歷書を添付せしむるを以て通例とすべければ其履歷書の内に就き疑はしき事項ありと認むときは採用すべき地方より其前の奉職監署に向て照會するも可なり何すれ辭職、免職地方の費用を以て一般に通知するの要あらんや、然るにも拘はらず關係府縣の間に通知すること、決せしか如きは予輩其意を解する能はざるなり加之ならず此關係府縣とは果して如何なる關係ある地方を云ふや看守押丁任用上に就ては未だ甲乙地方の間に何等の關係あるを知らざるなり予輩此決議に付き大に疑を存せり決議の意果して何れにあるや敢て江湖の識者に質すこと爾かり

(未完)



特別寄書

●押丁の減員に付看守の職務

(某當局者の説)

浪華生

明治二十七年一月内務省訓令第一號を以て女監取締及び押丁の人員俸給を改定せられ今や將に來らんとする明治廿八年度より之を實施せられんとす而して女監取締に關することは予輩之を他日に譲り押丁減員に關し聊か予輩の意見を陳述せんとす

本訓令第一號に依れば押丁の定員は拘禁男子五百人に付僅々十人に過ぎす而して以上、以下百人を増減する毎に一人を増減するものにして在監囚員千人を有する監獄に在つても僅々十五人の定員に過ぎざれば押丁人員の従前に比し著しく減少を見るは到底免かるべからざる結果なりとす加之ならず訓令第一號の明文に依るも押丁の人員に關しては單に聽任法に過ぎずして命令法にあらざれば全く一人の押丁を置かざるも敢て差支へなきのみならず訓令の主旨は却て押丁全廢の斷行を希望せるものと見るも強ち不當なりとす從來の經驗に由れば押丁は實に下等監獄官吏として隨分卑賤なる職務を採り從て在監人の輕侮を受け紀律保持上に懸念なき能はざれば寧ろ押丁を廢して代るに看守を以てするの得策たるものあるならん故に予輩は世の看守諸君に望む所は彼の語に所謂天の未だ陰雨せざるに厠戸を綱繆するの心掛けあつて平素職務中常に從來押丁の採り來りし職務をも傍ら練習する所あらんこと今日の急務なりとす敢て看守諸君に警告すること爾かり

因に記す押丁全廢又減員の曉に至らば分掌例押丁中最も卑賤なる食物の配與及び獄衣其他給與品の受渡等の如きは看守に於て之を身自からせざるも有賞表の囚人等をして交互之を爲さしめ看守は只之れを取締監督を爲すに止むる等の便法を開かるる權道否な開かざるべからざるの必要に遭遇するならんかなれども斯は后日の問題に譲り他日本訓令實施の曉に徴せんとす

の見解にあらざるか如し現に九州各縣及び其他二三の地方に在つては其筋の認可を経て押丁を全廢せる向數多あるを以て見るも殆んど訓令の聽任法たる主意を想像するに餘りありとす然り果して予輩の見解をして大過なしとせんか此僅數なる押丁の定員を以て備人分掌例か定むる所の押丁の職務を全く採らしめんこと寔に至難なるのみならず到底其半ばをも盡せせんこと實に覺束なき次第と云ふべきなり而して此押丁の減員或は全廢より生ずる所の従前押丁の職務は誰か之を分掌せんやとの疑問に付ては予輩は云はずして其看守の職務たることを信ず最も分掌例か定むる押丁職務事項の内多少斟酌する所ありとすも看守の職務上に繁劇を加ふべきこと實に火を賭るよりも尙瞭然なりとす、一面押丁減員に對する看守の増員あるは勿論なりと云ふと雖も假令少數看守の増員ありとするも是れ又勅令第四號を以て勅定せらる所にして定員外の看守を定置せんこと寔に容易の業にあらざるべし去れば從來押丁か採り來りし職務は總て看守に於て之を處理せざるべからざるに至るは數理の然らしむる所にして看守諸君は今より進んで此總ての勞を自らするの覺悟なかる可らざるは勿論

雜錄

●犯罪の嫩芽付雜居制の害

杞憂生

予輩嘗て斯道の識者に聞く雜居制の監獄は恰も犯罪を教授する學校に異ならずと予輩此頃此説の至言たるを實地に感知せしことあり聊か予輩の意見を左に陳へんとす

明治廿三年法律第九十九號を以て屋外竊盜罪に關する法律の發布ありて以來輕微なる竊盜を犯し該法律の明文に依て處斷せられたる短期刑囚の頻々監獄に出入する者に就て前掲識者の説の肯綮を得たるを嘆せずんばあらず予輩は元來獄事に經驗もなく亦何等の學得あるものにあらずと雖も近頃聊か監獄に緣故ある者に依て予輩は益々前評言の詐りならざるを得したり、彼の屋外竊盜罪の如き輕微なる犯罪を犯し裁判確定後始めて監獄に新入する者に向て從來の性行其他身分上の取調を爲すに當つて先づ本人の屬籍年齢を問ひ尋て父母兄弟の關係より進んで家族的



の關係を訊問するときには彼れ真心の刺衝を受け真正に前非を悔悟するものゝ如く而して尙ほ繰返し少しく訊問を久ふるときは慚愧措く能はざるか如く流涕せざるもの殆んど少し此時機に投し相當官吏か一般の教令獄則を彼等に訓示し就役せしむるを以て例とせり、然れども之に反し再犯以上の者又は彼の慣習的犯者に付き身分上の取調を爲すや其犯罪を重ぬるの度と、監獄の門を潜るの多き者はど夫れ丈右の如く良心に訴ふるの感情甚きか如き當局者か家族上の關係を訊問し妻子は家に飢餓に陥るるなきやの語を以てするも平々冷然として殆んど關せざるか如き實況にして刑罰の刑罰たる所以を解せざるか如く比々皆然らざるはなし、而して昨取調へし初犯者にして常に監房工場共に彼の再犯以上の者と別異するときはいざ知らず之を監房にまれ工場にまれ他の兇漢と雜居せしめんか日ならずして彼等の爲めに奸計誦詐即ち犯罪の悪手段を教示せられ入監當時處女の如き犯罪の嫩芽も他日刑期満ち放免せらるゝの日は脱兎の如く最早惡漢に養成せられ却て監獄を以て樂土なりとの觀念を抱くか如きもの殆んど十中八九を占むるあるか如し而してまた數閱月ならざるに前同一

は一言せんとす別異法の確實ならざる雜居制の監獄に在つて輕微なる犯罪初期の者を執行するは夫れ唯犯罪分子を養成するの結果を將來するものと云ふべし去れば前に云ふか如き初期の輕刑者は寧ろ之を監獄に於て其刑を執行するも刑罰の効果なきものと云ふべし要之に予輩は初期の輕刑者は殊更に確實なる別異法を勵行せられんとを希望の至に堪へざるなり

●工場内に於ける戒護看守は
二人以上たたらざるべからず

或は説を爲すものあり工場戒護看守は廣潤なる工場に二人以上の戒護者を置かんより小區劃せる工場内に各一人の看守を配置するを以て利益ありと予輩は其果して如何なる點に利ありとするやの理由は之を知らずと雖も要するに責任の共擔なるよりは各自分擔責任の方、利益ありと云ふの理由に外ならざるか如し然れども予輩は斷して云はんぞ欲す假令一小工場なりと雖も戒護看守の唯一人而已なるは最も策の得たるものにあらざるべしと信す去れば少くとも一工場内には必らず二人以上の戒護看守を置くの必要あり素より責任の分るゝは他日有事の日に當て互に

人は前犯に比し一層輕からざる犯罪を犯し監獄に再來せざるものは殆んど稀なるか如し、加之ならず入監又入監三犯四犯に至りては益々詐誦惡計に長し或は氏名を詐稱し年齢を詐はり初犯者となり入監し來るか如き者皆然るか如し是等は或は裁判所の審理不盡の然らしむる所なるべしと雖も現に數回同一監獄に入監せしものにして這回は初犯と詐り再犯加重の嚴刑を遁るゝ者往々之れあるは予輩の親しく見聞する所なり要するに小惡微罪を化して兇惡大惡となるものは予輩新入監獄の雜居制なる罪に依らざるもの甚しと信し平素竊かに寤覺に堪へざる所なり然れども不幸未だ我國分房制監獄の設備ある地方なし勢ひ其弊多きを心得せるにも拘はらず雜居制の止むを得ざるに出つ予輩を以て之れ見れば合居制必らずしも不可なりと斷言せず唯分類法の正鵠を得ると否やに關すること大なるものあらん尙語を替へて之を言へば階級別異の操縦宜しきを得ると否やにありて存す故に夜間監房は勿論晝間工場内に在つても犯罪分類即ち初犯囚と再犯以上の者との間に嚴格なる別異法を勵行せらんと希望の至りに堪へざるなり而して始めて惡事の傳播を防遏するを得んか尙終に臨み予輩

他に嫁せしめんとする等の弊あるより甚た妙ならずと云ふと雖も責任の歸する所を重んずるとの單純なる理由のみを以てして工場を小區劃し各一人の看守者を配置せんと云ふか如きは未だ戒護の何ものたるを知らざるものと云ふに予輩は躊躇せざるなり唯一人の戒護者は能く全工場内(假令小工場たりとも)を達觀するの注意に缺くる所なかるべしとは予輩之を確保する能はざるのみならず大に他に瑕瑾あるを慮からざるべからざるなり又如何に戒護に熟練なる看守者其人と雖も千慮に一失なきを保する能はざるなり非常の場合即ち工場内の囚人か暴發し又戒護者に抗抵する等の危險ある場合に際し之を鎮制するに困難なるのみならず同僚相救援するに方り時機を失し他日臍を嚙むの悔なき能はざるものあればなり予輩嘗て耳にせしことあり何れの地方かは之を記憶せずと雖も或る他と離隔せる米麥搗工場に唯一人の看守を配置せしに(該看守は戒護に妙を得たる者なりと聞く)何れ如何なる時に通謀せしか戒護者は之を知るに由なくありしに或る日工場内に於て通謀者數人暴發し劈頭第一或一人の囚人は工場の入口を鎖し他數多の囚人は前後左右より戒護者に暴行に及び或

は佩劍を奪ひ或は手に手に有合ふ得物を探て該看守を連打せしことあり然るに幸にも同工場に出役する囚徒の或者は豫て此暴舉の通謀に與らざりしと見へ戒護者に力を添へ大に之を救援せしと同時に大聲疾呼他の援助を求めたりしを以て最寄の看守者駈付け遂に甚たしき事なきを得たりと、而して後日此同謀者を審判するに該看守を毆打し人事を辨せざるに至らしめ其隙を窺ふて一方即他方に面する工場壁を破壊し多囚逃走せんと企圖なり云々是等は僥倖にも囚徒をして逃走を遂げしめす看守又た甚たしき自傷なきを得たりと雖も一工場内唯一人の外戒護者あらざるより此危険を招くに至りしものなるべしと信す至茲益々工場看守の二人以上たらざるべからざる理由を明かにするを得べし、故に予輩は工場看守は一工場必らず二人以上ならざるべからず而して此二人の内に就き受持看守を撰定し置き之を常詰とし他は助勤とし交代勤とするも又可なり如斯して始めて戒護の完全を望むべきなり聊か當局者に注意を望む

●特別遇囚方に就て

近時監獄當局者の間に特別處遇なる名稱の下に（或は異稱ありと雖も）普通囚人を待遇すると殊別ある遇囚法を實施せらるゝ地方あるやに聞く而して其實行せられつゝある地方當局者の實驗談を聞くに又大に効蹟の顯著なるものあるか如し、而して特別處遇とは普通遇囚法に比し果して如何なる特異の處遇を爲しつゝあるやと云ふに其方法種々ありと雖も要するに監房及び工場に在りて常に戒護者の特別監視の下に置き看守者は絶へず此處遇を受けつゝあるものに對して殊更に視察を厳行し一舉一動苟もせしめず他の囚人と其坐席を別異し其他諸給與物に至りても他囚に比し冷淡なる待遇を爲す等假令は食物の如き通常の茶を與へず又は其量を減し被服も常に古びたるもの（汚染物にはあらず）を貸與する等其他工場内に在りても普通囚人に貸與せる敷物を撤去するが如く常に該人に最も不便不利なる一種の待遇を爲すにあらざるやと云ふに彼犯罪を以て殆んど常業とせる慣習犯者或は屢々獄則を蔑視し處罰を受け尙改悛の効なき狡猾惡好に多く之を實施すると云

ふ、然るに一方説を爲すものあり本文に所謂特別處遇なるものは監獄規則規定以外の違法處分たり去れば典獄と雖も斯る處遇を爲すの權なし云々と予輩を以て之を見れば之を違法と認むる能ざるのみならず寧ろ當局者が刑罪を執行する上に於て將た行刑上の手段として配意の存する所なるべしと思惟せり特別處遇は素より之を處罰と認むべからざるは勿論兇惡大惡を懲處し感化する方法として至極正當の處置なりと信せり監獄は勿論監獄作業は以て囚人に苦痛を感せしむるの具にあらずと云ふと雖も犯罪を以て定業とし監獄を以て寄寓所とせるか如き習慣犯者の或る者に對しては又之に對するの特殊なる遇囚法の必要なるは予輩の確く信して疑はざる所なり又一歩を進て論すれば近時當局者の間に頻りに唱道せらるゝ個人的待遇なる語は正しく彼慣習犯者に對する特別處遇の類こゝ寔に恰當の例と云ふべきなり予輩彼空役説の如きは全然懲戒的苦痛を感せしむるの隨一として之を擯斥するに躊躇するものにあらずと雖も行刑官たる典獄に於て本文の如き殊別なる待遇を爲すは強ち之を不當と認むる能はざるのみならず寧ろ操縦の宜しき得たるものなりと信す、然り然りと雖

●請負業工錢契約法

請負業とは文字上自から明かなるか如く作業製造に要する一切の材料は勿論器具器械の類に至る迄總て請負人より監獄署に持込み請負人自からの計算を以て囚徒を使役するものを云ふ而して其工錢徴收法は素より當初の契約如何にありと雖も要するに製作品の單位に對し幾何と云ふか如く其出來高の數量に準する工錢を納付せしむるあり又或は役囚各自の技能

の如何及び製出高の多寡に應し一級以下五級若くは等外と云ふか如く各種の工錢高を立定し置き役囚の伎倆に應し監獄署自らが適應の等級に當符むるものとし(傭主の同意を経ること勿論なり)其等級に應したる工錢を納めしむるものとの二種類に出づるか如し、然るに或は説を爲すものあり請負業の工錢契約法は單位率即ち一反若くは一足幾何と立定せざるべからず彼の一人若干と云ふが如き工錢契約法の如きは奴隷賣買の臭味あるを免かれず云々と此論者の言一應道理あるか如しと雖も予輩を以て之を見れば請負業の工錢立定法は寧ろ單位率なるよりは人頭率即ち一人若干と云ふの簡單にして又監獄署の爲め利益多く便宜尠からざるものありと信す、論者か所謂人頭率の奴隷賣買の臭味ありと云ふか如きは予輩一顧の價値なきものと信せり、人頭率如何なる點に於て不都合ある予輩は解する能はざるなり一人一日幾何と云ふか如き工錢の契約法は取りも直さず國家か刑罰權の作用として作業を強制することを得る即ち刑罰監督權の存在する國家自身か對手となり他と役囚の勞力賃賃を契約するものにして總ての監督收利の權は依然國家に在るは勿論なり果して彼論者の

所謂奴隷賣買の臭味ありと云はんか普通巷間に行はるゝ勞力の賃賃契約は是れ皆奴隷賣買の類なりと云はざる可らざるに至るべければなり今日の如き技術の進歩したる文明の社會には勞力賃賃の必要なる齎より論を竣たす勞力賃賃契約に入頭率の工錢何かあらん予輩は毫も不可なるを知らざるなり而して予輩か請負業の工錢率を契約するに方つて單位率より人頭率を便利なりとする所以のものは粗製品を防ぎ、品位の檢定及び數量計算の手續を省き得て監獄の納入すべき工錢總額に至つても比較的に多額の收入を見るを得て監獄經濟上單位率に優るもの多かるへしと信す敢て一言すること然り

●德川幕府裁判所の構成

及權限(承前)

犯罪人履歷

松平越後守光長は幼名仙千代丸と云ふ東照宮の男結城中納言秀康の孫なり父は秀康の長子越前宰相忠直入道一伯母は二代將軍秀忠公の女勝姫内室は松平長門守秀就の女犯罪の時六十八歳
松平三河守綱國は幼名萬福丸と云ふ忠直入道一伯

の孫なり父は永見東市長頼と云長頼は一伯配所に設けし男子二人の内にて光長の弟則二男なり一伯没せしもの台命に依て高田へ引取られ分知三千石を領し家士の列に入る高田城二の丸に邸宅を構て家士の上において兩輪殿と尊稱せられ連枝一門なり長頼早く死す萬福丸幼にして家を繼ぎ伯母舞同藩老臣小栗美作より厚く教育を受く十三歳にして光長の世子となる故に爾來益厚く交る犯罪の時十九歳

永見大藏長良は一伯の三男前の東市長頼と同一分知二千石を領し犯罪の時三十歳

荻田主馬は越後上杉謙信の家士荻田主馬の孫にて祖父の主馬武勇の聞ありしか仔細ありて上杉家を去り浪人し越前秀康に仕へ五百石を領す或時東照宮越前入國の砌り御目見せしに渠か事能く知給ひて上杉家の荻田ならずや小身にて召仕はんは無念なりとて上意に依て直に一萬石加増し後越中境、糸魚川の城代となり三代の君に仕へて死す父は準人と云早く死す主馬加増して一萬四千石を領し代々將軍家御目見を爲す大名格の藩士なり犯罪の時五十二才

岡島越中は秀康以來德川家より附人老臣の家柄にて一萬四千石を領し代々將軍家の御目見をなす大名格の藩士なり荻田主馬に代り糸魚川の城代となり高田の藩政に預る本田七左衛門と共に退身を強訴し光長父子の止むるを聞かす遂に將軍家の上聞に達し是より越後家の事件再審となる當時三十才本多七左衛門は秀康以來德川家より附人にて父は八太夫と云ふ三千四百石を領し代々將軍家御目見をなす大名格の藩士なり岡島壹岐と共に退身を強訴す當時七十四才

片山外記は高八百石、年寄役
中根長左衛門は高千石、家老
渡邊九十郎は高三百石、目付役なり

以上小栗美作反對の黨なり
小栗美作光矩は秀康以來德川家より附人三州御譜代小栗大六の孫なり父は小栗五郎左衛門正高と云死後家を繼ぎ越後家代々家司にして壹萬七千石を領し將軍家の御目見をなす大名格の藩士なり美作若年より二千石役料を以て年寄役の列に加はり父と共に國政に與り父死後家老職と爲り秀才智容に富み當主光長の妹カン(永見大藏の姉一伯の女な

り)を娶り男子二人を設く長男左衛門早く死す二男掃頭(後ち大六)を世子に定む美作重職にあること四十二年犯罪の時六十三才

小栗大六(前名掃頭)長治は美作の二男にして母はカン光長の爲めに甥なり延寶七年十二月一門の列に入り一字を貰ひ元服して長治と云藩士の上に立て威を振ふ十八才父の跡をつき江戸に出て將軍家に御目見を爲す犯罪の時二十才

小栗兵庫は高千石同重職は高千石兩人とも美作の弟にして共に大番頭

安藤治左衛門は美作服心の者にて智謀あり美作の奸計を助く四十石の小身より二千五百石にのほり大目付役、本多監物は美作の妹婿にて高三千五百石を領し家老、小栗左衛門は高四千石家老

瀧美久左衛門は高四千七百石城代
林内藏介は高二千石年寄役
野本右近は高三千三百石年寄役
安藤平六は高千六百石大番頭

越後家騒動の原因

小栗美作は秀才智謀衆に優り主家の家政を執ること四十三年祿高く權重し内縁は主人の妹婿の姻戚にし

智以て其奸を隠す、外には苞直私謁を以て幕府の重臣に取り入り、内には親戚同志の黨多く小人を登庸して君側に從事せしむ寵を恃み權を弄し藩士の黜陟其掌中にあり己に隨ふものは功を唱へて之を擧げ逆ふ者は罪を附して黜け忠義の士も冤罪に陥り排斥に逢ふて憾を吞み路頭に彷徨する者あり小人時を得て奢侈僭上に長し國財を欠乏し虐政を施し凶災あるも之を救はず之か爲めに間接に直接に藩士及び領民の怨を買ふの處置を年來爲したること謗からさりしならん

刺へ老後私愛に長し己れの世子掃頭をして主家の世繼となし又々己れも國主の父と尊敬せられ愈々威權を恣にせん事を希望し漸次其隱謀歩一步を進むるに至れり之を以て其奸計あるを探知するものは大に忿激慷慨悲憤の餘り、正義を守る者擧つて反對の地位に立ち揮て其措置を論難す美作銳意此黨を壓制せんとし近來に至り一藩の輒輾實に名狀すべからざるに至れり

小栗美作反對の首領は永見大藏荻田主馬等にして壯年血氣の士は速りて暗殺暴行を企つと雖も美作用意周到にして其隙なく策を施すこと奈何ともなす能は

て君寵を蒙る殊に甚し之を以て美作心を盡し主君の意を迎へ主君老後に至り嗣子を失ひ愁傷甚し、鬱閉するを以て其氣鬱を慰めんと美女にして有藝多識なる者を撰て側室に進め寵幸を厚からしめ、美作之と志を通し内外私利を計り其側室を俄かに尊敬すること嫡室にも優れり美作同志の者を以て男女の役々に侍せしむ(美作姦通の説を受くるに至る)又己れ祖先より所有の山屋敷、天然の風景に富むを以て主君の遊山所に献し時々散策を促し酒宴を勤め主人の好む所に隨ひ之を慰め聊かも君意に悖らず美作の爲すことは悉く主君の歡喜する所となる依て深く信任を得たり而して主君老後政事に倦み藩政を美作に放任して之を顧みず意の如くなさしむ美作奢侈僭上の舉動漸く現はる之に加ふるに世子三河守綱國は美作妻の甥なり綱國實父に早く別れ美作厚く之を教育す主君光長の嗣子天し世子を定むるの時老臣荻田主馬等の徒は一門永見大藏を推す美作之に反對して綱國を立つ年甫めて十三才綱國成長に及び之を恩とし美作を無二の臣とす是にも美作同志の士を以て役々を侍せしめ歡心を買ふ故に綱國の寵愛も一層厚し美作心に奸謀ありと雖も表は柔順にして辯以て其非を飾り

す年々牽連し來れる紛争は今や漸々其極點に達したり茲に美作の隱謀一步を進むるために延寶七年正月十日主君光長より江戸表へ内使を送て光長隱居し五萬石の隱居料を分知せしめ小栗掃頭を義子に定むることに協議せんと光長美作及び側妾ギンの間に内約整ひ彌々明日其内使出立せしむる事前夜に至り漏洩し永見黨にて當時目付役渡邊九十郎之を聞出し其兄庄助に告げ自ら刺客と爲り、公用に托して美作に近寄り差違ひ死を以て未發に之を止めんと計ると雖も事轉瞬の間に迫れるを以て其防止の策決せず是より反對黨岡島壹岐、本多七左衛門、荻田主馬、永見大藏等へ計る之れより物議を惹起し平日不平に堪へし藩士は隙を窺ふてなすあらんとせし者夥からざりし折柄なれば時を得たりと俄然一大騒動と爲り、暴發して大藏宅へ相會するもの大小の藩士八百五十四人兇器を携へ倉皇狼狽徒黨を率ひて之を争ひ止めんと騒動せり

美作此集會を察知し爲めに警戒して親戚同志恩顧の者を集むる事又數百人已に双方兇器を携へ將に鬪争し高田の城下は修羅の巷とならんとす永見大藏の同志八百五十四人則連判誓紙を作り之を携へ主人に迫

り強請する所あらんと大藏、主馬、壹岐、七左衛門を總代に撰擧し同夜不時に登城し主人光長に面接を請ひ請ふに隠居養子の事を以てす光長誓言して事實なきを諭す大藏等毫も聽かず美作年來の罪を擧げ藩士の不平を訴へ退職隠居を強願す光長餘儀なく諾して同夜は一と先つ諸士の鎮撫を命せり
 永見大藏は其勢に乗して時至れりとなし美作の弟兵庫、十藏等を招き君命に先立ち美作に對し退隱の事を強迫せしめ諾否を促かず美作其侮慢なるを憤ると雖も敢て力争するを好まず殊を取るを恐れ表に穩便を示し速かに去就を決し後事を測りて其意に隨ひ漸く日夜の騒動を抑へたり
 (未完)

寄書

● 囚人賞表付與の期間を全廢するの得策

在捕廳經路 回 天居 士 稿

賞表付與之制度たるや吾國は明治四年に制定したる立法にして司獄官吏が囚人に約し改化移善之萌芽を發せしむるの階梯其器たるや言を待すして明かなりと雖も吾人は其執行方法に至て満足する能はざるものあり曰く各府縣在囚の勸責其の規定區々にして短期刑の囚人

葉些少の斑點を施しゝるるときに編せせんばある可らず花園の培植も萌芽發生培養の如何にあり在囚を感善に培養するは耕耘者たる司獄官吏の活動と其の技能に屬する肥料たる賞表付與の期間を各種の囚人新生質に依て長短相異にせせんばある可らず觀よ全國在囚の罪質中六七歩以上を占むる窃盜犯の如き始めは僅かの監禁なるも再三再四の犯數を重ねて遂に終生監獄を住家と爲す者多きを見るは吾人の日夜詰嘆措く能はず治獄上遺憾とする處にして渠れが驅逐の方法を講ぜずんばある可らず是れ僅少なる監禁の兆即ちは、の時に於て驅逐す可き感化師善の方畧を取るは容易の業なるも惡情感染するの久きに於ては何ぞ其の功を見る最も難く難治の病勢を癒すも藥石其の始めにあるは真理の然らしむる處なり

前行吾人が述るは感化的方畧上短期刑の囚人に對しては治獄上至大なる關係を有し世の當局者に見外に默視する者多きは誤謬の甚だ敷と云可し吾人は所謂本を絶ち末を枯する方畧を取る者にして大鳴吾治獄當局者に望むに賞表付與の期間を定むるを全廢し短期刑の囚人と雖も司獄官吏の活動力に依て個人的同情を觀破し賞表付與の特典を施し恩惠に密し知らず正道に變化せしむるの方畧を取るは治獄上得策ならんと思推し熱心の餘り大方の笑ひを顧みず編を起すと爾云

● 洋々散士に代て旭外生に答ふ

竹陰居士

換刑輕禁錮中は公權を停止するや否やの問題は本誌第十一號に掲げられたり而して洋々散士なるもの第十二號に於て之に對して詳細なる解答を試みられたり其の論する處正確にして一點の非難を加ふる處なし然るに豈計らんや本誌第六卷第二號に於て旭外生なるもの洋

には賞表を付與せず或は刑期二年以内の者に對しては五期以上を經過せざれば勸責會に登り適否を討究するに至らず彼れ若し其囚なりとせんか僅か釋放切迫して賞表を付與し二三月の少日數特典の恩惠を蒙り精神其道に歸善し第二の天性真心に變化し再び覺道に侵入するとなきを保するや否何かず日數に於て如斯變化を見るは甚だ難し彼れ囚人は始め法度に於て刑の言渡しを受敷日間は拘禁中前科を回想し刑の執行を受くるの當日齋衣を着する時心情は如何此の時に於て惡漢無智の小人と雖も必ず一回は先非を悔ひ真心に刺激を受る必然にして人情の常なり而後惡因と感染し長日月の間鉄窓に呻吟するや只屈指して釋放の來るを相待つて久しく刑期滿るの時に切迫し恩惠を興ふるも心中相感するも甚だ薄く只一意放免の當日に若照するは人情の然らしむる處にして何ぞ治獄上其の効を見るべあらんや吾人の如斯執行は満足する能はざるの第一なり亦曰く短期刑の囚人は始めより如何に改悛の情願著なるも賞表を付與せず特典の恩惠を蒙ると能はざるもせんか彼れは入監の當日より心中快々として樂み謹慎を表するも其の功なき寧ろ日月の進行するを相樂むにしかずと決意し遂に惡漢の徒と交通し知らず惡情に感染し出獄の後再び社會に於て自由の身となり人情德義を失し惡念増長し覺悟意せず恐る可き犯罪を構成し生涯を誤るもの比々として皆な然り故に吾人の如斯方法は満足する能はざるの第二なりとす
 抑も司獄官吏は社會の生存に慘毒を流す犯罪の惡業發せしときは捕取收監して再び發生するの患なからしめ生存を維持し相助くるに至大なる天職を擔えり故に生存の萌芽たる人倫を培養し惡業再發せしめざるの耕耘者なりと云も可なり彼れ生長を妨ぐるは天福に背けり治獄感化上完美なる好華を觀んご欲すれば萌芽たる人倫を培養し惡

洋散士の説に對して反響を試みられたり而して其の論する處に曰く刑法第二十七條の規定を設けたる理由は罰金に處せられたるもの懲内納完せざるものは財産刑に換ゆるに輕禁錮を以て刑罰の執行を期したるものなれば罰金に換へたる輕禁錮は散士が所謂罰金刑を執行するの變換方法に止まらずして財産刑を變つて自由刑に變換したるものと云ふ可きなり而して換刑命令は裁判官之を命す可きものなるを以て換刑禁錮は嚴然たる輕禁錮なるを以て禁錮刑執行に伴ふ判官及公權停止の條件す可きものなること固より疑なし云々嗚呼惜ひ哉旭外生の議論は門に入て堂に入らず居士聊か散士の爲めに之を辯駁せん刑法第三十三條の公權停止は禁錮に處せられたるものとあり禁錮に處せられたるものとせば判決に依て禁錮に處せられたるものに非れば不可なり換刑輕禁錮者を目して直に禁錮に處せられたるものと云ふを得可きか何人も其の然らざるを知らん、然るに唯だ獨り旭外生は換刑は裁判官の命令なるを以て云々遂に命令と判決とを混同し斯の如き誤解を來すに至れり命令は決して判決にあらざる刑法第三十三條は判決に依て禁錮となりし場合に於て命令に依て換刑輕禁錮となりし場合にあらざる然るに尙強て換刑輕禁錮者も單純の輕禁錮に處せられたるものと同一なりとせば爲めに奇怪なる結果を見るに至る即ち現今諸官立學校若くは文官採用規則等に於て禁錮以上の刑に處せられたるものは其入學者若くは採用の資格なき旨規定したることを目撃したることあり若し反對論者の説の如くせば一端換刑輕禁錮を執行したるものは將來是等の權利を得る能はずして之に反し罰金を納完したるものは是等の資格を失はず嗚呼何が故に斯の如き區別を生ずるに至るか恐くは反對論者たる旭外生も讀て爰に至らば自取の不可なるを曉らん次に散士が換刑執行の結果より自然公權を有形

的に行ひ得可からざることもありと雖も其の資格に於て敢て差支なしと云へるに對し旭外生は曰く有形上の公権を行ふことを許さざるは取も直さず法律が之を行ふの權利を停止したるものにして即權利の停止は資格の中止なり云々と旭外生は有形上公権を行ふこと能はざるの一事を以て直に停止せられたるものと解釋せられたり是れ散士が説き意見を異にしたる根據ならん而して旭外生は停止の語を誤解せられたるもの如し何とされば公権停止とは停止の期間内公権を行ふ資格なきものなり然るにも拘はらず旭外生は謂を以て資格なしとは云はずと云へり果して然りせば結局散士が説き同一なるに至らん何とされば散士は公権を行ふの資格は現在存するも換刑執行の結果自然に有形的に執行し能はずと論ぜり旭外生も又資格はありと雖も停止せられたる爲め執行すること能はざるなりと是れ停止の語を誤解せられたるの過ちに歸せしむべし旭外生にして停止中は公権を行ふ資格なきものなることを知らば即ち換刑輕禁錮刑は罰金を執行する變換方法なること蓋し思ひ乍ら過ぎん敢て一言を享し洋々散士の爲めに辯護の勞を採り旭外生に答ふと云爾

● 刑期起算の質疑の解答に就て

在大阪 洋々 散士

散士本誌第六卷第一號に於て刑期起算方に就て二個の質疑を掲げたり然るに本誌第二號に於て法海漁夫外散士の解答を添ふず散士語て爰に之を謝し尙散士の解答に批評を試み併て散士が卑見を陳述せん散士が前掲げたる一問は法海漁夫に對しては要領を得ず爲めに漁夫の解答を拜見する能はず遺憾少からず是れ他なし散士が質疑の事實を明記せざりし疎漏の罪のみ散士更に爰に事實を記載して他日漁

以て終局判決には宣告中刑期なし果して然りせば本條第一號乃至第三號は公訴不受理若くは無罪等の如き刑期なき判決には適用せざるや明なり何とされば通算せんとするも刑期なければなり而して本條第一號には前例宣告とあるを以て第二審若くは上告審に於て判決ありし場合を云ふ故に第一審に於て判決ありし場合を云ふに非ず何となれば第一審前に於て前例決あるの理なし故に本問後例第一審判決に於て他の判決は更に何等の關係なしと云ふも不可なきなり而して殊山生も又霞堂主人と殆ど同一にして其の理由も同一なれども只後日檢事が更に第一審に起訴せし以後身体の拘束を受けたる日子に前例判決の爲めに非ずして所謂犯罪嫌疑の爲め未決拘留を受けたる結果なれば法律は後日確定の期日に算入するを許さず是又皮相の見解に過ぎず何とされば最初檢事が有効に起訴し第一審判事が正當に判決を下し居りしならば後日尙犯罪嫌疑の爲めに拘留せられ居るの筈なし然るに拘留せられつゝあるものは最初檢事の過誤に出でたる無効の起訴と及議の第一審判決の不當なりし結果より生じたることば一目瞭然たり果して然りせば殊山生の議論は即ち自家撞着と云はざるを得ず斯の如く論下來るときは一も探る處なし散士は本問に對しては後例第一審判決の日より刑期を起算し其の他の未決拘留中の日数は凡て刑期に算入す可からざるものと思考す何とされば議にも述べたるが如く刑法第五十一條第一號は二審若くは上告審に於て有罪となりし場合の刑期起算方を規定したるものにして上告審に於て無刑の判決となりしものに對しては固より刑期を通算するの理由なし而して前判宣告とは控訴院に於ては第一審を前例と云ひ上告審に於ては二審を指して前判と名く故に第一審前に於て前例なきものなり依て本問題の前判決と後判の第一審判決とは全く分離しある各

夫の高見を仰がん其の事實とは第一審の檢事起訴狀に捺印を脱漏せり然るに第一審裁判所は此の無効の起訴狀なるにも拘らず判決を下したり依て被告人より控訴せしに控訴院に於て官吏公更の作る可き書類は刑事訴訟法第二十條に依り署名捺印せざる可からず然るにも拘はらず捺印なきを以て同條第一項末段の「此の規定に背きたるときは其の書類の効なかる可し」と云へるを適用して相對的無効の起訴狀と斷定せり從て其の結果起訴狀無効なるときは起訴なきと同一なるを以て判官は當然公訴不受理の判決を爲さざる可からず然るに第一審に於ては公訴を受理し判決を與へたるは不法なりとて控訴院は第一審判決を取消し遂に公訴不受理の判決を下したるものなり本問に對し霞堂主人は前判宣告より刑期を起算し直に放棄すべしと云ひ殊山生は前判第一審より後日更に檢事に於て起訴の手續を爲し了する迄経過したる日数を通算し更に起訴せし時より後判第一審判決迄は刑期に算入せずと主張せり此の兩君の説は俱に肯綮を得ず散士爰に其の不可なる點を掲げ併て散士が説を述べん霞堂主人の理由とする處は控訴院に於て原判決を取消したる以上は其の理由の如何に拘はらず曲は裁判所にあるも被告人に對しては實む可き過失なきを以て假令第一審に於て更に刑を受けたりと雖も刑法第五十一條第一項前段に依り前判宣告の日より起算す可きは當然なりと云へり是未だ刑法第五十一條を正確に解釋したるものと云ふ可からず刑法第五十一條第一號より第三號に至る迄は終局判決に於て有罪となりし場合に於て刑期を通算すべきものと通算す可からざるものと規定したるものなり本問題の終局判決とは何れを指すや他なし第二審の公訴不受理の確定判決を指すものなり然るに其の終局判決に於て有罪の宣告を受けたるに非ずして公訴不受理の判決を受けたるものなるを

個獨立のものにして刑法第五十一條の所謂前判後判の關係を有する性質を帯ぶるものに非ず即ち各個獨立の判決なり而して刑法第五十一條第一號の場合に前判決は必ず未確定なるを要す何とされば確定判決は即ち終局判決なればなり本問に於ては控訴院の確定判決と後判第一審の確定判決と二個の終局判決あり然るを後判の確定判決に他の確定判決迄の滯獄日数を通算するも可なりと云はば左の奇怪なる結果を生ず爰に或る被告人滯獄中第二審に於て上訴の結果無罪となり出監せし處他日他の事件に依り重禁錮の刑を受けたりとせん此の場合に於て尙舊の無罪の爲め滯獄せられたる日数をも通算することを得ると云ふの結果を見るに至らん豈に斯の如きの理あらんや依て散士は斷つて後判第一審判決に滯獄日数を通算す可きものに非ずと思考す

第二問に對しては法海漁夫霞堂主人殊山生等其の理由に至ては大同小異たりと雖も凡て滯獄日数に通算すべきものに非ずと解答せられたり此の解答は散士の敬服する處にして散士も又同感なり斯の如き易々たる疑問を提出したるもの豈に故なくして可ならん散士が常に法律學者として尊敬する處の法學士藤野次郎君は如何なる理由の存在してか本問に對し罰金と雖も上訴正當なりしときは壹圓を一日に折算して通算すべきものと云へり依て此の疑問を提出したる所以なり刑法第五十一條第一項を案するに上訴審に於て休刑に處せられたる場合初めて前判より通算すべきことを規定したるものなることは第一項の刑期は刑名宣告の日より起算すとの例外なるを以て前判宣告の日より刑期を起算すること云ふや明なり罰金刑は休刑にあらざるを以て刑期あるの理なし刑期なきものを滯獄日数に通算すること能はざるは固より本條の解釋上至當のことと云はざるを得ず

以上敢士の論ずる處は現行刑法の解釋に外ならず然れども立法論とせば他の通算すべきものも權衡を得ざるを以て他日刑法改正の際に至らば以上のものも如きは假令法理に戻るも例外法として刑期に算入するの規定を設けられんことを冀望に堪へずと云爾

●裁判及立法と監獄との關係

眞華生

法は人を俟つて其効を完成すまで遂に至言と云ふべし近時予輩聊か感ずる所あり敢て此陳言なる然かも何人も評議せる此套語を掲出して予輩の卑見を開陳せざるべからざるの止むを得ざるに際會するを悲しむ外は他にあらす則ち刑法を適用する裁判所の裁判に就ての事是れなり兼て本誌第五卷第十一號論刑法の改正に就て所感を記すと云ふ論文に掲出せられたる如く立法、裁判及執行の三機關は常に鼎足の關係を有し唇齒輔車相須つにあらざれば國家刑罰權の作用をして全璧を期すること能はざるは予輩の更に贅言を俟たざる所なり、近時犯罪の状態如何と云ふに諸詳百出愈々出て、愈々妙巧を盡し殆んど特に端倪すべからざるものあるが如し而して動もすれば則ち刑法の適用者たる裁判官を欺罔し巧みに善惡を掩蔽し氏名及年齢を詐稱し常に監獄に出入するが如き者あるは現時掩蔽べからざるの事實上に屬す、最も犯罪術の進むが如く立法、裁判、執行の三機關も同一に進歩發達し彼諸詳百出なる犯罪の嫩芽を剷除し盡さんこと今日社會上の緊要事なるは素より論を俟たずと雖も勢此三機關の進歩の遅々せるが如き傾向あるは昨今犯罪者等の多く益々輩出する如き現象に照して誠に明かなる事實に屬す予輩の兼て承知する所に由れば現行の刑法の如きは既に時勢に適せざる等の點多きより或は單行の法令を以て

之を補足せられ尙ほ能く補足し能はざる等の點多く之れあるより刑法改正審査會なるもの組織ありて今現に之れが委員は極力盡瘁せらるゝ所あり昨今に至りては尤に其歩を進め最早將に脱稿の期も近きにあるべしと併立法の如きは國家の最重要事にして殊に浩澁なる刑法改正發布の期の如きは茲に其速成を望むは到底無理なるの諍りを免かるべからずと雖も又一面に於ては執行機關たる監獄行刑刑の近時著しく進歩發達したるに引換へ刑法適用權の所在なる裁判の慎重なる調査と周到なる注意を缺くべし能はざるは予輩聊か杞憂に耐へざるものあり最も犯罪事件の著しく増加せるを將た犯者の誣詐に巧みなるの致す所なるべしと雖も予輩をして忌憚なく云はしめれば裁判所の審理は察る少しく疎漏に失するなきやを疑はしむる場合なきにあらざるが如し是等の事實は却て執行機關たる監獄行刑上に發見せらるゝ場合多し而して其犯數を詐はり及び年齢を詐言するが如きは通常にして住所氏名を詐はるか如きは之に次く譬へば前に在監したる者にして出獄後未だ期月ならざるに再度入監する時に方て却て前の年齢より二三年を少くし又は多くなれるが如きは裁判宣告書に於て常に見る所にして又初犯或は再犯なりと云ふ者に對する監獄當局者の調査に依れば四五犯若くは五六犯なるが如きは實に僞指するに遠あらざるなり去れば法律適用者即ち裁判上の取調に監獄に於ける身分上の調査は常に相符合せざるを以て殆んど普通なるが如き現象あり去れば現今は監獄當局者在つては裁判即ち法律適用上の年齢及犯數の如きは一向之を顧着せず監獄は監獄丈の行刑上に必要なる調査書類に依る等裁判は則ち所謂刑名刑期を宣告するに過ぎざるが如き觀あり一唯は裁判は法律の適用を主眼とするものに相違なきが如しと雖も刑法が年齢及び犯數の如何に依て其刑を輕

重するを要する場合多ければ勿論論誤疎漏に失するが如きことは覺めて之れが反省を請はざるなり又現今の刑法の如く刑名の多き及び刑期に最短最長期の範圍の狭少なる又其種類多きは現行の刑法上止むを得ざるとするも刑罰權最終の目的を達する則ち行刑上の効果を遂げしむる上に於て遂に困難なるのみならず短期刑の執行は殆んど其効を奏せざるのみならず偶々以て小惡を化して大惡とするが如き結果を呈するか如き實蹟歴々たるは亦又以て立法上の缺點にあらざるなき能はざるなり我國の如き刑名及刑期の複雑なる殆んど其例少しとの議論もある今日なれば刑法審査委員たる諸君に之が注意を請はざるべからざるなり而して刑罰權最終の作用即ち執行場たる監獄に於ける行刑自般の事は現に目下斯道の擯擲者及び當局諸士の熱心に研鑽しつゝある所なれば今日より以後に於て予輩の俱に討究せんことを所期する所なりとす聊か裁判及立法の事に付一言することとす

●公判廷の被告人戒具に就て

刑事被告人を裁判所に護送し公判廷に入るゝ必ず戒具を除去せざる可からざるの感を懷き同時に十數名の戒具を除去し爲めに公判廷より傍聴人に紛れ逃走し若しくは傍聴人と通謀して物を授受することあり是れ他なし刑事訴訟法第七十七條を誤解したるものなり同條に曰く被告人は公廷に於て身体の拘束を受くることなし此の條文の眞意は只公判廷に於て審理を受け若くは宣告を受くることに限り其の時間のみ公廷に於て身体の拘束を受くることなしとの意なるを以て共犯にあらざる他人が審理を受け若くは判決を受くる間は其他のものは無論拘束し嚴重に戒具を施す敢て差支なし何となれば其

の審理を受け判決を受けつゝあるものに對しては公廷と云ふ可けれど未だ審理を受けざるものに對しては公廷と云ふ可からず見たる者の一々留置場より公廷に出ずは繁雜なるを以て便宜上一時に數人を公廷に入るゝに外ならず依て公判廷に入るゝも裁判官の審理に着手せざる間若くは審理後は假令公判廷に居るも被告人は當然身体拘束を受くるものなり(在監人にあらざるも)乍併共犯人にして一時に十數名の審理を受くることあり此の場合に假令多人數なりとて戒具を除去せざる可からず

●刑事被告人を裁判所に護送するに就て

刑事被告人を裁判所に護送するに就ては其の往復共に戒具を施すことを得るは監獄規則の明定する處なり而して之を戒護するに其の戒具を施すこととは固より司獄官の適宜なり即ち逃走の憂なきものに對しては固より之を施すの必要なし故に個人的方法を以て或は戒具を施し或は戒具を施さざることを得可しと雖も若し是等被告人に對して斯の如き個人的待遇を爲さば爲めに被告人の感觸を損することあるに至らん向となれば同房在監の被告人にして一人は裁判所往復毎に戒具を施され一人は常に戒具を施さるゝが如きあらば戒具を施されしものは他のものに對して如何なる觀念を惹起するかは云はずして明なり是が爲め遂に拘置監の秩序を失ふに至らん故に予は刑事被告人を裁判所に護送するに就ては其の逃走の憂あることとを論せず凡て戒具を施すに至當と思考す然れども女監の刑事被告人に對しては或る場合を除くの外戒具を施さず護送するを可すとす何となれば女性の逃走せしが如きは殆ど見ざる處なればなり

●大監獄は囚徒檢束に適せず

監獄の大なるは囚徒檢束に上基た適當ならず然るに我國の監獄は泰西諸國の監獄に比し最も大なるもの多々あり彼の米國新聞記者カールベントナー氏の如き東京石川島監獄を巡覽し其劈頭に於て日本中の最大監獄にして且つ世界中最大監獄の一は東京の大監獄なりと評せり嗚呼此の記者をして一度大阪府監獄を一覽せしめれば彼は何と評せんか其の坪数を問へば八千六百四十四坪其の工事費を問へば二十万七千八百二十五圓五十六錢七厘在監人の員数を問へば常に四千に垂んとす嗚呼此の大監獄は世界最大一の監獄と云はざる可からず斯の如き最大監獄は泰西人に對して誇稱するに足る可はず此の如き大監獄の日本國に存在するを悲むものなり何と云へば斯の如き大監獄は到底綿密の檢束を爲し囚徒をして改化運善せしむることは得て望む可からざればなり予は常に在監人は千人内外を以て一監獄とすると適當と思考す他日監獄改築の時期に至らば斯の如き大監獄は斷然數監獄に分離するの適當なるを認む敢て一言を草す

●看守五年以上勤積のものにして誓約に違背し辭職するときは罰懲免職とする
 將た依願免職とするかに就て

懷 概 生

看守採用規則は一昨年十二月十九日內務省訓令第十六號を以て發布せられたり然るに本令發布の爲め五年以上若くは十年以上勤積する一時賜金又は滿年賜金を受く可かりし看守に如何なる影響を及ぼすかは生管て大日本監獄協會雜誌第七十九號寄書欄に於て看守採用規則の誤賜賜金者に及ぼす影響と題し論述せしことあるを以て再び爰

ここにあらす彼の民法に於て各人相互の間に無期契約を爲し又は無期他人の爲めに身体を拘束せらるゝことを約するも何等は法理上許す可きことにあらざるを以て何時と雖も解約することを得るものなり然るに看守奉職に限り無期看守たらしめんとするも是等は云ふを得べくして行ふ可からざるものなるを以て何時たりとも此の誓約に違背するを得るや固より明なり然るに若し五年以上若くは十年以上にして一身の故を以て辭職を願ひ出たるときは誓約違反の廉を以て直に懲罰免職とす可き將た依願免職とすべきか生は此の場合に於ては府縣にて制定すべき懲罰内規に於て五年以上若くは十年以上の勤積者に對しては假令一身の故を以て辭職するも懲罰免職とすることを規定せざるを必然とす然らざれば給助例の滿五年以上若くは十年以上勤積者に給する退職賜金の規定は無効に屬するのみならず且つ看守採用規則第八條の精神にも違背するものなり何と云へば第八條の精神は終身看守たらしめんとするの意なるも五年以上若くは十年以上勤積するも尙一身の故を以て辭職を願ひ出たるときは懲罰免職せらるゝに至らば遂には五年迄勤積するものなきに至る然らば立法者の折角終身看守たらしめんとするの精神は却て給助例の五年若くは十年勤積せしめんとする主旨よりも尙短き期間に於て辭職者の益多き結果を見るに至らん斯の如き時は何に依て監獄の目的を達することを得るか立法者の熟達老練の看守をして戒護に従事せしめんとするの主旨は却て新任看守を以て監獄を充たすの反對の結果を見るに至る法文を設定するは立法者の責務なり之を活用するも否も當局者の責務なり如何なる善法長律も活用の質を誤らば自ら死文に屬せん故に生は常に以爲らく看守にして五年以上若くは十年以上勤積したるときは假令一身の故を以て辭職を願ひ出るも依願免職

に論ぜず唯爰に論ずべきは採用規則第七條第三項末段に一身の故を以て辭職するが如きこと決してあるまじきことあり而して第八條に於て一身の故を以て辭職せざることを誓約せざる可からず依て五年以上若くは十年以上にして一身の故を以て辭職を願ひ出るときは誓約に違背するを以て斷然免職とす可き將た依願免職とす可きか單に免職とすること能はず懲罰免職たるを以て一時賜金若くは滿年賜金を受くること能はず依願免職となりたるときは正當の事由ありしものと認めらるゝを以て右賜金を受くることを得るに至る依て爰に之を研究する敢て不必要のことにあらすと思考す抑も彼の明治十五年七月十七日發布の第四十一號巡查看守給助例第二條第一に滿五年以上にして退職するものには一時之を給し滿十年以上にして退職するものには終身之を給すことあり此の規定を設けたる立法の主旨は看守にして奉職するや僅々數ヶ月若くは一二年にて辭職するが如きことあらば爲めに監獄は常に新任看守を以て充たし是等のものを以て戒護に従事せしめざる可からず新任看守は在監人の侮慢を受け到底監獄の尊嚴を維持すること能はず斯の如きに至らば囚徒をして改過運善せしめんとするも豈得可んや依て看守をして長年月間奉職せしめんとするの立法の趣旨なることは云はずして明なり而して廿六年務省訓令第二十六號看守採用規則第七條三項末段及び第八條の立法の趣旨は給助例第八條の精神と抵觸するや如何と云ふに些少も抵觸せざるのみならず彼の給助例第二條の趣旨を擴張したるものと云はざるを得ず何と云へば給助例第二條の精神は五年若くは十年以上勤積せしめんとするの主旨なれども採用規則は終身看守たらしめんとするの主旨なるを以てなり然れども人をして終身職を監獄に奉ず可きことを誓約せしむるも是等は只形式上に止りて到底實行し得可き

として一時賜金若くは滿年賜金を受くるの資格を與ふ可きを至當とす何と云へば誓約に違背したるものは必ず懲罰免職と爲すべしとの主務省の訓令あらば陸方なしと雖も斯の如き規定なき以上之を懲罰免職に爲すも否とは固より典獄の職權にあるものとす然れども府縣にて制定したる懲罰内規に於て違背したるものは懲罰免職とす可きことを規定するが如きは固より至當のことにあらざるを以て一言此の稿を草し當局者の參考に供す

附り散士が本文に於て看守を懲罰免職とすること否とは典獄の職權なりと云へり現今看守は列任待遇なるを以て之を任免するは知事の職權なり然れども各府縣に於て多く知事より此の權を典獄に委任しあるを以て斯の如く論せりと雖も典獄固有の職權にあらざるを以て一言足らざるを補ふ

教 誨

●教誨をして效あらしむる
 方法と云に付て

在前橋 無爲室主人

教誨をして顯著なる效あらしめんとするは抑至難中の至難なり其至難たる事實上誰れか復た之を争ふものあらん斯く顯著なる效を見るに至難なる教誨も方法施設其宜きを得ば反て存外に易々たるものあらん

其方法施設に付き所見を陳へん

諸種の教誨を分類するに個人的教誨分類的教誨總四的教誨の三種の外に出てさるへし之を比較的に論せは總四的教誨より分類的教誨に效多く分類的教誨よりも個人的教誨に效多きは固より饒舌を要せず然れども個人的教誨は時日を消費するの多くして幾百千の囚徒を逐次垂誨し盡すは到底一旬半月の時日を以て爲し能ふへくとも思はれず故に或場合に於ては一

日煖めて十日之を冷却するの憾なき能はず之に反して總四的教誨は短少の時日にして幾多の回数を重ね得るも割合に其効を得る多からざるへしと思はる是れ顯著なる効を見るの至難なる由縁なり

從來各地監獄に於て其事に當れる者已に千思萬考腦漿を絞り之れか方法の適切なるものを撰ひ取て殆んど遺漏なき今日なれば今更新方奇案のあるへき筈なきも卑見に依れば左の方法を以て最も適切なるものとす

一 教誨堂の構造

二 教誨師の位地及び待遇

三 教誨師の撰出

一 地方監獄の教誨堂に於ける未だ其構造の完全な

二 之を現況に徴するに教誨師の待遇實に其當を得ざるもの、如し四集治三分監四十七監獄九十支署中稀れに其禮遇を優重にするなきにしもあらざれども幾かに書記看守長の位地と伯仲の間のみ多くは看守と一般冷々淡々の待遇なり如此の位地如此の待遇何う徳望威嚴の存するものあらん已に徳望なく已に威嚴なし何を以て徳義の何者たるを認知せざる愚漢に教誨を信仰する念想を惹起せん萬一にもかれ囚人の眼孔已に一種の冷光を湛へ教誨師を冷視するに至ればたとひ蘆張の快舌を弄し如何に流暢に如何に懇切に教誨を加ふるも其教誨は更に毫厘の價值たもなきなり此價值なき教誨をして其効を見んとするは所謂砂を絞て油を得んとすると同じく勞して功なきのみ故に教誨は力らの及ぶ限り其價值をして十分ならしめざるへからず價值を十分ならしめんには先づ教誨師其人の位地を高め待遇を重くせざるへからず何となれば位地高ければ隨て威嚴を増し待遇重ければ隨て徳望を加ふればなり果して徳望威嚴兼ね備らば教誨の効ある復奚ん疑を容れん然り而して其位地を高め之を優待せんに或は云ふ大中學校の教官と一般奏任の官を與ふへし或は云ふ官等外單に典獄に於く

るものを見ず稍完全なるものありとするものは僅かに二三のみ其太甚しきに至ては未だその建設だになく工場或は他の家屋を以て之に代用せり豈に不都合千萬ならずやかゝる不規律なるかゝる不体裁なる教誨場は一も二もなく全然教誨の價值を失はしむる媒介物たるに過ぎざるのみ地よかの講談家すら裝飾を盛んにし体裁を繕ひ以て衆客の歡心を買收し好意を逢迎するにあらずや世諺に云く信は莊嚴より起ると教誨の要機は唯此の一點に在て存するなり故に教誨にして信せられざらん乎其効決して見るを得ず信せられん乎其効を見る必ずへきなり然り而して其信を得るの因由一にして足らず一にして足らずといへども教誨堂構造の完全と不完全とに關する亦尠少にあらざるなり茲に完全壯麗なる教誨堂ありと假想せんに之に入り來る囚人一步園内に踏み込なばはや其心情に自ら欽仰の念を起し其容姿に自ら畏敬の狀を顯はさん此欽仰の念此畏敬の狀こそ教誨を信するの要素にして効を見るに必須なる一大成分なり教誨を信するの念一點萌出せば其價値の如き非常に暴騰し實に驚くへきものあらんしかれば教誨堂は可成的完全壯麗ならざるへからず

の位地禮遇を與ふへしと二者何れにせよ待遇上程多分の差異はなきか如く思はるしかれども現今教誨に従事する者百中の九十九は宗教家なるならん果して宗教家とすればは之に官等を加へ若しくは之を官等に準するか如きは實に好ましからぬことにて寧ろ之を方外に置き以て其本分を完からしむるの勝れるに如かざるなりしかれば之を更に官等以外に置き以て特殊の優遇を與ふへきなり

三 たとひ教誨堂如何に完全壯麗なるも又教誨師の

位地待遇如何に高なるも如何に重きも教誨師其人を得されば教誨の効決して見るへからざるなり然れば教誨師を撰出するの法亦緊要といふへきなり凡そ教誨師たる者は辯舌に才智に學識に徳望に自餘他の標準となるへき品位資格はすへて備へざるへからず此品位資格相備はらば固より適任者として更に不可なかるへきも如何せん人の此品格に於ける能あり不能あり長する所あり短なる所ありて齊一に之を備ふることは到底望むへくして得易からざるなり故に此品格中たどひ一二の缺點あるも適任者と見做し採用せざるへからずさはいへ教誨師其人には更に一の最も欠くへからざるものゝあるなり即ち囚人に對する至

誠心是れなり此至誠心は非常なる感化力を有すればなり依て教誨師にして人を動かすの至誠心なきときは如何に立派なる品格を有するも決して十分之を適用する能はざるへし至誠心あればよし一二の缺點あるも教誨上復何の妨げかこれあらん然れば教誨師に於て最も要すべく求むべきものは至誠心にこうあれ如此一二三の條項注文通り完全に備はりたらんには個人的教誨は無論分類の教誨にまれ總因的教誨にまれ其効を見る必ずべきなり故に三種教誨の度合其宜きを計り之を施さば至難中の至難と断定したる效を見るの一點反て存外易々たるものあらん

● 教誨の效果は教誨師其人に

存す 在三池 淳風 道人

凡う金科玉條の法文と雖ども之を運用するに其人を得されば徒法死文に屬すること古今を問はず洋の東西を論せず其轍同じき所にして社會の定期人情數理の已む可らざる者なることは誰人も争ふを得ざるなりされば教誨の教誨師に於けるも亦た然り教誨の効果を奏せんと欲せば先づ其の教誨師の價直を高むるとを務めざる可らず教誨師の價直を顧みずして教誨

らざるなり又其上等店たるは比較的其物品の大多數が精好なる故にして其物品の多分が粗悪ならんには決して上等店と名付く可らず去れば下等店に精好なる物品あるは所謂雨夜の星にして通常のことには非す又上等店に粗悪の物品あるは寔に稀有の事にして偶然と云ふも可なり然らずんば世間十日の視る處十手の指す處名實相反する者をして長く上等店たる位地價値を維持せしむるの理あらんや夫れ然り果して然らば教誨師の品位に於ても高きものは上等店の如く其の教誨の效果も亦光輝を發揚し奸諂の徒と雖ども之を尊信して始終衰へず其の品位低き者は之れと相反して其教誨も光輝なく尊信は自から減滅するならん是寔に自然の結果にして奈何ともす可らざるものなり故に世の教誨師を司る當路の人々は其宗内其監内僧侶教誨師の品位の高低を常に觀察し務めて之れか適當の人物を擇ひ亦之れを導かずんばある可らず

● 漫評

孰是孰非

大牟田 瓢 突 子

教誨堂の尊嚴を保持せん爲め佛像を掲ぐ可しと絶叫

の效果のみを奏せんことを欲し如何程辨論筆舌手段方法を巧にするとも全國七万内外の惡漢無賴の徒現今日夜教誨を加へつゝある則ち罪囚は決して信服し之れに従ふものに非ず借問す全國監獄本支署には悉く専用教誨堂の設けありや否や假令ありとするも其教誨堂の尊嚴を維持し得るや否や亦教誨師其人物に就ては全國大多數の監獄を占領し教誨を施しつゝある兩本願寺出張員則ち教誨師には其派内宗規として如何なる待遇を請けつゝある歟教誨師班學階正副住職の名義を有し又經驗徳望ありや否や吾輩は云はんと欲して爰に至れば云ふこと能はず否言ことを好まざるなり論者或は言はん教誨堂何物う人位堂班何物う即ち教誨師は人位外なる天爵なり見よ下等商店に羅列せる物品たりとも苟も其の物にして精好ならは之れを購入するに於て何か有らん假令上等商店に陳列せる物品たりとも性質粗悪ならんには誰れか之れを購求せんや故に教誨の位地價値は必ずしも教誨の效果如何に伴ふ可きものにあらざると是れ理論上一應理由なきにあらざると雖ども元來下等商店たる所以は比較的其物品の大多數が粗悪なるが故にして若し平均上物品の精好ならんには決して下等店とは云ふ可

するものあれば佛像の前面に供物を置き香を燒き花を飾りて教誨を爲す恰も寺門に入るの心地すと嘲けるものあり俗に云ふ十人十腹人々意見の異なる其顔の如し

以極端笑極端

教誨の實効を奏せんと欲せば分類的方法の宜しきを得ざる可らずと論するものあれば教誨は其方法の差に依り効力に厚薄なしと反駁するものあり前者は我國目下の狀況未だ俄に實行を期し難く強て之れか實行を試みんとするは稍極端の譏を免かれずと雖ども後者に至ては殆ど一文の價値なし何となれば凡る物には順序あり方法あり其順序に據らず方法に拘らずして其好果を奏するものならざればなり

比喩洪笑

教誨に於ける總因分類個人の區別は恰も國家大權の行政司法立法の三動力に於けるか如しと或人は云ふ此三動力を一手に引受くる教誨師の任も亦た偉大なるかな

我田引水

教誨師にして下宿樓上に籠居し破寺額門に蟄居するものありとせば果して其尊嚴を保ち其神聖を維くこ

とを得べきか故に先づ之を官宅に移す可しと論するものあり然れども下宿屋の籠居破寺類門の整居尙ほ忍ふ可し之に先して尊嚴を保ち神聖を維かれたきもの趣しとせざるなり

長袖會

昔から醫者と僧侶を長袖と云ふ此長袖の全國監獄醫諸君と教誨師諸君は偶然にも春風駘蕩櫻花爛熳の候京都に於て會合し議する處あらんとす其議する處は斯道の爲め諸君の熱血を濺ぐ處にして之より警務上教誨上光輝を放つや亦た知る可きのみ語を寄す嵐山の風景に酔ふ勿れ博覽會の模様を幻を抜かず勿れ

問答

●質問

旭外生

茲に請負作業に依て傭主より監署に持込みたる紙屑の内より發見したる金銀貨物は物主の誰たるやは判明せずと雖も此破發見物は取りも直さず傭主の所有たる紙屑より偶然に發見したるものなれば其儘監署は直接に傭主に交付するを以て正當とするや將た遺

失物取扱條例に依り埋藏物の發見と同視し書面を添へ警察に送致すべきものなるや甲乙果して何れを可とするや現に或地方の如きは甲説を採り其儘傭主に引渡しつゝありと聞く法律上果して如何敢て識者の明答を待つ

●質問

東洋居士

監獄則第四十二條の屏禁處罰者に給與すべき食糧は之れに五合を以てする乎將た四合を與ふるを正當とす乎

爰の問題に就て其二説を掲げ正鵠なる諸士の明教を請はん

甲は五合の食糧を給與するを以て當然なりとし其主張する處は服役時間坐作の役を強課するを以て之

れが論據とせり

乙は四合の食糧を給與するの當然なりとす其主張する處の理由は監獄則第二十八條の三號を適用するものにして作業に服せざる者と見認め之れに四合食を與ふるを當然なりと解釋せり

甲は又た前説を補脩して屏禁は晝夜他の監房又は役場と隔絶したる監房に獨居せしめ之れに課するに

之れに與えざるを得ず屏禁に坐作の役ある蓋し其罰を組織するの要素ならん乎

●質問

若狹栢業生

釋放と放免とは其意義に付如何なる差異あるや御教示を乞ふ

海外通信

●紐育監獄協會五十年期祝會

ニウヨーク監獄協會は今を距る五十年前即ち西曆一千八百四十五年の設立にかゝるものにて該會が監獄改良の爲に盡したる少々ならざるなり、或は刑法改正の爲に、或は出獄人保護の爲に、或は斯事業の爲に社會の輿論を喚起したる等實に過去五十年間大なる勳をなしたり、殊に該協會の理事として働かれたる人の中には故の博士イー、シー、ワインス氏の如く又現任ウイリア、エフ、ラウンド氏の如きは尤も適任の人にして世界に其名の高き人々なり、該協會が今日ある蓋し偶然にあらざるなり

作業を強制するものなれば無論五合食を給與するが當然のとなり

乙も亦た前説を維持するに就て其理由を述べたり曰く屏禁は晝夜他の監房若くは役場を隔絶獨居せしむるは勿論之れに坐作の役を科せしむるを以て爰に初めて屏禁罰の組織をなすものなり屏禁罰の目的を達せしむるは四合食を給與するを適當と解釋す之れに五合食を給與せん乎所謂屏禁罰にあらずして分房的拘禁の者たるに過ぎず若し一步を甲に假し五合食を與へて屏禁に處せん乎恰も暗室に臥具を與ふるの類と何ぞ擇ばん甲の如く解せんか萬一屏禁を以て無定役囚に課せるときは之れに五合食を給せざるを得ず

内務省通牒に就て考覈するも屏禁處罰中は工錢を與へず云々とあり作業を強制するも五合食を給與するの理あらん乙は猶甲説を駁せんが爲め左に單純なる問題を起して曰く

懲罰に處せらるる者は作業に服するや否

輿論は異口同音作業(就ての詳費は后日とせん)なしと

答むん果して然らば其作業せざるもの、食糧は監獄則第二十八條第三號を適用し無論四合食を以て

五十年期祝會は來る二月二十八日當府東二十二丁目貧民救濟會の樓上に於て開設せらるゝよし、當日の演説者は米國監獄大會の會長ゼチラル、ローリツツ、プリンコルホッフ、ニウヨーク州立感化監獄典獄ズイ、アール、プロツクウエー、エール法科大學教授フランシス、ウエーランド、デレン其他博士、パン、ダイク、ボルジニアの陸軍少佐ロポルト、スタイルス等の諸氏にて當日午前第十時より會議、午後二時三十分より同じく會議、午後八時十五分よりチツクリング講堂にて監獄大演舌會ありと云ふ、吾人は方便に於て該協會が如何なることをなし、演者が如何なることを演ずるかば好んで讀者諸君に報せんとする處なり

明治二十八年二月二十一日

北米合衆國紐育監獄協會

薇峰樵夫

從來の任地にも之れあり見送り人の主なる人々は荒川神奈川縣書記官、吉田同縣警部長、新任若山全縣典獄同縣會常置委員數名警部書記看守長看守守等百有餘名あり體て出帆時に先たち見送人は税關波止場に至り待ちつゝありしに氏は荒川書記官、吉田警部長と同縣備付の馬車に同乗し來られ各見送人に一々挨拶せられ後豫て待ち設けたる全縣警察用及同税關備付の三艇の小蒸氣に各見送人と同乗し本船カレドニヤ號に乗り移られたり、税關波止場及び見送人の本船を辭するとき何れも小河君萬歳を唱へ頗る盛況なりし、而して全船は神戸長崎を経て上海に至り全瀛船會社の他船へ乗り替へ新嘉坡、盤谷、カルカッタ、セイロン蘇土等外數ヶ所に寄港し佛國マルセイユに上陸せらるゝと云ふ其航海日數は四十有餘日にして五月二日を以て若佛せらるゝの豫定なりと云ふ

次號以下の歐米

監獄要録に就て

雜誌記者白す

第五回萬國監獄會議へ參列の爲め帝國政府委員として派遣を命ぜられたる非職神奈川縣典獄小河滋次郎

雜報

●小河第五回萬國監獄會議委員の出發

本年六月佛京巴黎府に於て開設せらるべき第五回萬國監獄會議帝國政府委員非職神奈川縣典獄小河滋次郎氏愈々本月廿三日午前八時横濱解纜の佛國郵船カレドニヤ號に割し出發せられたり、而して我國より同船に乗込まれたるは同氏の外、今回獨國及英國へ留學を命ぜられたる非職農科大學助教授古在由直氏及び非職工科大學助教授河喜多能達氏の二氏にして小河氏は去る廿二日東京を辭し横濱に一泊し乗船せられたり、同氏東京出發の際新橋迄見送られたる重なる人々は内務省各局長を始め同省各高等官及同氏に縁固ある官吏學生等無量數十名にして非常の混雜なりし由又東京より横濱迄見送りの諸君には石澤東京集治監典獄を始とし監獄課長笠井信一氏及課員一同、警保局員并に監獄協會員等にして横濱は氏か

氏は別項所載の如く愈々本月廿三日を以て上途せられたり、全氏の出發に臨み本會特に氏に托するに第五回萬國監獄會議の模様及び議事の顛末は勿論氏か本會議閉會後、巡回せらるべき歐米各國の監獄制度及び監獄の實況等細大漏さず本會に通信せらるべし去れば讀者諸君も既に了知せらるゝ如く氏か輕快の筆以て學理の深遠を闡明せられ予輩斯道の指南車たる其上に歐米各國の獄事を實地に踏査研究せらるゝの結果必らず層一層の新智識を開悟せられ奇警斬新なる新見聞を然かも迅速に本會に報道せらるゝの客ならざるべきを期せり、雜誌記者素より不敏なりと雖も此機に投し氏か通信を細大となく本誌上に網羅し諸君に紹介の勞を怠らざるべきとを誓へり、然れば本誌次號以下特に歐米監獄要録なる一欄を設け氏か通信に接手する毎に、從て直ちに其全文を掲載し諸君か平素愛讀の好意に酬ひんことを欲す讀者諸君幸に之を諒せられんことを望む

●十勝分監の設置開署

明治二十八年四月一日より北海道十勝國河西郡下帶廣村に北海道集治監分監を設置し十勝分署と稱せらるべき旨本年三月二十日内務省第四十二號を以て告

示せられたり

監獄醫の衛生演説

甲斐栃木縣典獄は鋭意監獄の改良に従事せられ先般多くの規則を改正若くは創定せられし今衛生の道に在る監人に説き示すことは最も必要のことなりとて日曜日の大教誨に監獄醫をして衛生上の演説を爲さしめられたる由蓋し監獄醫の在監人に對する衛生演説は之れか嚆矢ならん而して其有益少からざることと思へは各地方の典獄に於ても之れを實行せられては如何

在監人の獄外に出るときは

晴雨を問はず笠を用ひて其面を掩はしむべきか至當なるを以て獄外に出る在監人に笠を用ひざる監獄は殆んど之れなかるへしと雖も何故にや監獄則施行細則に於ては唯囚人を外役に服せしむるときに限り晴雨を問はず笠を用ひしむることに定められたり然らば其他の場合に在ては笠を用ふるに及ばずと解釋し得られ妥當ならざるを以て是れ亦序に改正せられたし

一舉兩得

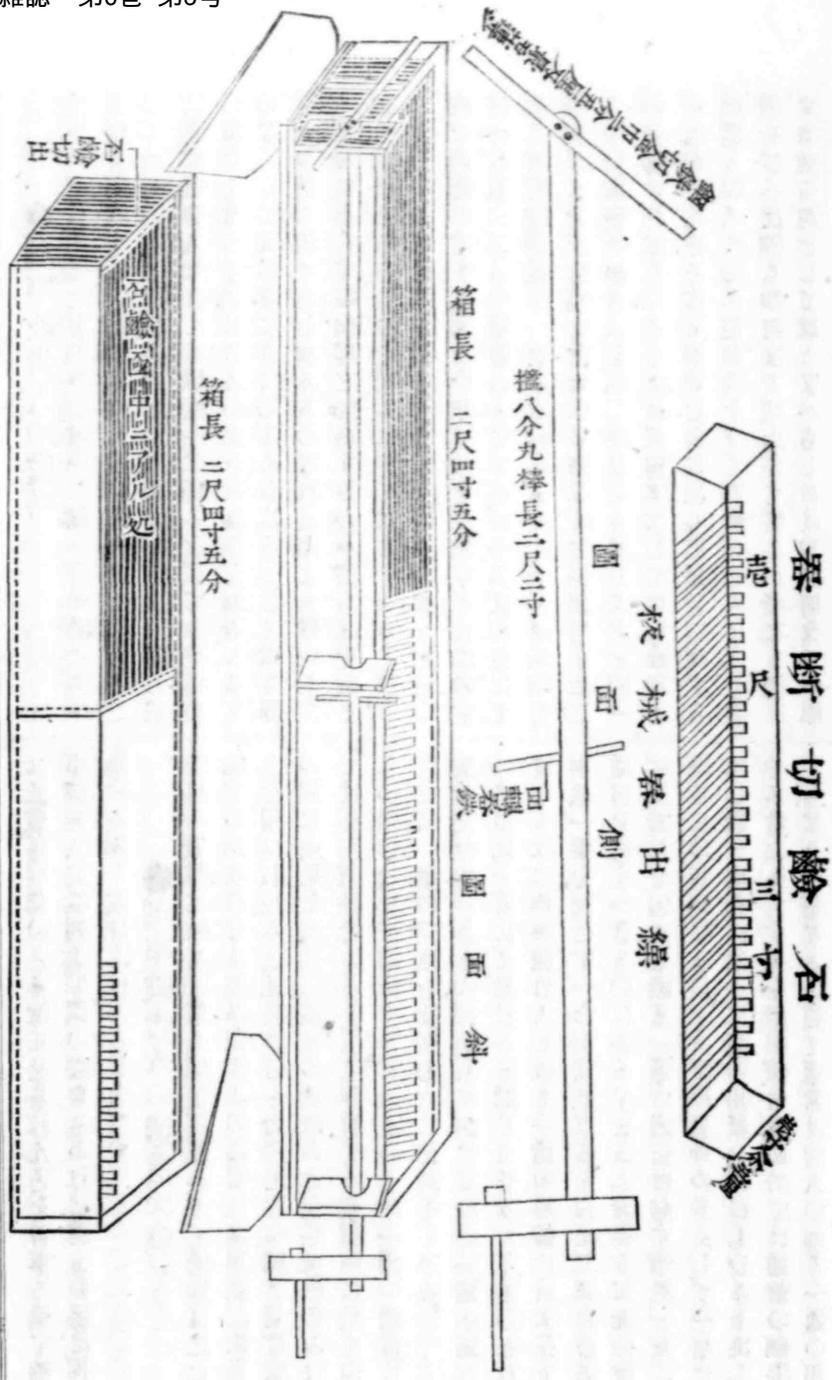
來る四五月の候京都に於て監獄醫及び教誨師の會議

を開かるゝことは既に傳聞せる所なり然るに余は今一の會議の開設あらんことを望む即ち府縣監獄署第三課長の會議之れなり此の一會議を開き作業及び經理上の事務を協議せしむるに於ては彼の畫一を計圖する點に於て利益寡なからざるのみならず傍ら博覽會出品物に就き囚徒をして作爲せしむべき種類を撰擇せば所謂一舉兩得斯道の爲め一大裨益を與ふるものと確信す故に其實行あらんことを希望に耐へざるなり

(山陰湖畔熱心生役)

石鹼切器械の新發明

三池集治監は世人の知る如く採炭業に囚徒を使役するより煤煙其他坑内にて汚染せし身体を洗滌せしむる爲め其筋の認可を経て石鹼を給與し來りしか毎日千餘名の採炭囚に與ふる石鹼切斷方に就ては從來多くの手数を要するのみならず時としては均一を缺く嫌もありしかは今般典獄は小野同監授業手に考案を授けて種々研究せしめ左記圖面の如き器械を調製し試験せしに其成績頗る良く數千の石鹼を切斷するに僅々數分間を出です且つ其斤量均一にして實に輕便なる新器械なりと云ふ



● 刑事被告人の監房

は各罪質に從て之を別異し其中に就き又年齢に從ひ監房を別異するとは監獄則に規定あれども四人のごとく初犯の者と再犯の者とを別異するの明文なし或は刑事被告人に在ては嫌疑中に係るを以て初犯再犯の區別を立つる能はざるが爲め其區別を爲さざるものならんと云ふ者なきにしもあらずるへしと雖も罪質も令狀に依て之を知るものなれば素より確定したるものにあらず唯何罪と思料するのみ然らば犯數と雖も前科あるや否やを問ふに於ては之を知ると難きにあらずされは刑事被告人と雖も囚人の如く初犯の者と再犯の者と監房を別異するを至當なりと思料す例へば茲に二人の窃盜ありとするに一人は初犯にて而も其犯情憫諒すべき者なれども他の一人は所謂習慣犯にて再三處刑を受けたる者なりと假定せよ此二人の窃盜犯否被告人を同じ年輩なりとして之を同一の監房に拘禁したるときは其弊害果して如何知者を待て後知らざるなり然るを前に於て監房を別異するに當り囚人にのみ犯數別を立て刑事被告人に之を適用せざるは抑も如何なる理由に在て然るか疑なき能はず余輩の説をして誤りなからしめは監獄則改正の際

に此監房別異のとも改正せられんとを否寧ろ進て刑事被告人は裁判上取調の必要もあれば總て分房に拘禁する制を設けられんとを希望す

● 刑事被告人の通信に就て

何れの監獄と雖も在監人通信用紙ありて通信は之に記すの例なれども刑事被告人の通信に其用紙二枚以上を用ひしむると能はざるや否や此點に就き實際家の間に意見を異にし區々の取扱ある由唯此れのみにては疑點判然せざるを以て詳言せば監獄則に於て囚人の通信には一通云々と云ふとあり此一通の通信には必ず一葉の用紙を交付し之に記載せしめ決して二葉を交付すべきものにあらず何となれば一通の通信には用紙一葉にて足れりと認めて作りたるものなればなり故に刑事被告人と雖も一通の通信には矢張り用紙一葉を交付すべきか當然なるを以て二葉に涉る通信を許すべきものにあらずと云ふ者あり又此の説に反對して囚人と雖も一通の通信は必ず用紙一葉に限るとの規定なき以上は實際要件の多くして一葉に記し難き場合に限り二葉の用紙を用ひしむるも決して不當にあらず况や刑事被告人に於ては通信の制限すらなき次第なるを以て通常は囚人の如く一通の用

紙は一葉とするも他の照會等に對し其用向の夥多なるより回答文を一葉の用紙に書き盡し難き等の場合往々之れあるを以て斯の如き場合に在ては例令一回の通信に用紙二葉を用ゆるも實際止むを得ざるなり然らざれば其用を辨する能はず若し用紙を交付せざるか爲め其用を辨せしむる能はずとせば取も直さず被告人の權利を侵害するに至り甚た不都合なりと言ふに在り余輩も亦此説に賛成し通例一通の通信には用紙一葉を用ふるものなれども或る必要の場合に於ては一回の通信に二葉の用紙を用ゆるも決して不當にあらずと思料す

● 電氣燈の利用

監獄に火災の虞れなからしむる爲め監獄に電燈を使用するは最も策の得たるものたるは素より論を跋たすも雖も比較的に費用の増嵩なるより各地之か架設に脚躰せるものあるか如し然れども經費の許す限り電燈會社の設立ある地方の監獄に在つては從來燈火に要し來りし器具及び燈油の費用を以て償ひ得る以上は勿論將た多少費用の増加を見るありと雖も之を架設するの方針を採るを肝要とす、加之ならず電燈なるものは其使用者の増加する丈け夫れ丈け比較的

に費用も低廉に使用するを得るを以て監獄に之を架設しつゝある地方に在つては尙更廣く之を利用して監獄近傍にある官吏の官舎にも之を架設するの利益あるを信す、現に三池集治監に於ては先般電燈を監内に架設せしことは既に讀者に報道せし所にして今回尙又之を監獄近傍の官舎に架設することとなりし由最も其費用の如きは各自の自辨たるべきこと勿論にして至極便利なるのみならず費用の如きも割合に低廉なりと聞く果して然りとせば電燈の架設しある監獄近傍の官舎及び未だ架設なき地方の監獄に在つては充分右等に要する費用を比較参照し況く電燈使用の運に至らんこと予輩の希望する所なり

● 看守教習期限に就て

來る四月一日より實施せらるべき看守定員令に依れば其人員は多少増員を見るべしと雖も同時に押丁の全廢又は設置人員の非常に減少するは其筋調令の然らしむる所にして戒護官吏の上に一變化を見るものと云ふも敢て差支なかるへしと信す、然り而して此幾分増員せらるべき看守の補充者は之を一般看守志願者より得るに難からざるかと云ふに從來の經驗に比し之を考ふるに此増員すべき看守を普通看守志願

者より採用補充せんことは到底難事たるを免れず、各地何れの地方も常に缺員あるか如し去れば從來の押丁の内稍々學識才幹あるもの、内に就き看守採用試験を行ひ看守に採用するの方針を採りつゝある地方多きか如し是れ一方に於て減少すべき押丁を撰抜して看守に採用するものなれば監獄の爲め寔に好都合にして被採用者の爲めにも最も幸福と云ふべきなり然るに此際押丁より試験の上看守に採用せしものは普通監獄一般の紀律を知悉するものなれば押丁より採用したる看守は二ヶ月の教習を竣たす直ちに本務に従事せしむるの便宜なるより或は教習期限を短縮せんことを望まると地方なきにあらざるべしと雖も元來二ヶ月の教習期限なるものは看守職務に必要な事項を教習するに缺くべからざる期限にして假令押丁を奉職せしものと雖も看守職務の教習を受けしむるを要すること勿論にして之を省略し及び其期限を短縮するか如きは其筋の是認せられざるは素より其所なりとす、然りと雖も此際押丁の減員より戒護者に非常の不足を訴ふるは數の免るべからざる所にして増員せらるべき看守を補充任用し得る迄是非何とか便法を開くを要すとの旨意より押丁にして看守試験を受け未だ看守に任用せざる以前即ち押丁奉職中に一ヶ月間位看守に必要な事項を教習し置き任用の日より直ちに本務に従事せしめ教習を省略したりとの議に付き其筋へ伺出らるゝ向も之れあるやに聞く然れども主務局に在つては二ヶ月の教習期限は到底之を伸縮することを得ずと雖も當局者限り斟酌し押丁にして看守試験及第後即未だ任命せざる以前一ヶ月の教習を経たるものゝ如きは看守に採用後更に二ヶ月の教習を要せず前後通算し更に一ヶ月間教習せは強て差支あるましくとの内議も之れあり爾かく決定せられたるやに漏れ聞きぬ、并は然るべしと信し當局者の参考に資すること如斯

●監獄建築標準なるものを訓定せられんことを望む

輓近論者の説を聞くに監獄の改良は當局者の敢て脚躡する所にあらずと雖も從來の如き構造の不完全なる多囚拘禁の監獄に在つては監獄の改良得て望むべからざるなりと説者の此言たるや一應道理あるか如しと雖も互細に其實地に就て之を研究するときは一概に構造其ものゝみを咎むべからざるものありと信ず、要するに從來の構造は到底不完全たるの誹を免

かるべからずと雖も當局者の操縦宜しきを得ざるの嫌ひなき能はざるが如し、就中監獄の改築新營は目下焦眉の急にして各地方當局者たるもの皆な茲に注目しつゝあるが如し、昨今に至り府縣の議政者又少しく茲に注意する所あり年々改築新營工事費の可否を見るは予輩斯道の爲め慶賀措く能はざる所にして此新營改築の議決は實に千載一遇の好機に投し監獄改良の全豹繫つて茲にありと云ふも決して誣言にあらざるを信ず、然るにも拘はらず一方に在つては未だ完全なる監獄建築の標準とし模範とすべき建築法の完備一定せざるあるは予輩の平素遺憾とする所なり、又地方當局者の眼より見るも折角多額なる監獄新營費を議會に請求し議政者又其支出に吝ならざるか如きは監獄改良其ものゝ大成を當局者に向て希望を繋げるものに職由せずんばあるべからざるなり而して此重任を托せられたる當局者は孜孜と拮据經營其望みに副はんことを務めつゝあるは昨今の事况に照し掩ふべからざるの事實なりとす、此際此好機に投し監獄建築標準なるものを主務省に於て審査決定し一般に訓令を發せられんことを望む而して目下唯其一般に通用すべき標準のみにては尙

●監獄改築新營議ある地方

可なり其細目なる設計の如きは他日を期し當局者に望まんとす

山口縣赤間ヶ關監獄支署改築の計畫あり過般全縣典獄岡野正暉君上京せられ其筋に向て改築に關する種々の打合せありたりと聞く、而して富山縣亦た監獄本署新築の畫策あり此頃當局者をして各地監獄の構造を巡視せしめ先頃出京しつゝありと而して其目的は將來計畫すべき監獄の新築は完全無缺を期せんことを欲せり、各地に改築新營せられし監獄は未だ一長一短あるの誹を免かれ能はざるか如し故に其筋當局者に向て完全なる構造法の考案に付き打合せらるる所ありと聞く予輩言を寄す監獄の新營改築は獄治百年の大計に屬す其初めに方つて之を講ずる實に至當と云ふべきなり當局者夫れ之を務めよや

●消防演習須らく勵行すべし

監獄内に於て最も警むべきものは火災と破獄逃走等の虞なからしむるにあり就中火災を以て最とす殊に我國の如き木造の監獄に在つては尙更らに火災に對する救急の方法を兼て講せざるべからざるの必要あり故に通常何れの監獄に在つても消防器械即ち唧筒

位の備付はあるべしと云ふと雖も各人皆な之を咄嗟の間に使用し得るの素養なかるべからざるは勿論なりとす、救急變に應ずるの素養即ち消防演習は是れなり故に新に採用したる教習看守には必らず消防器械使用法を訓練せしめざるべからざるは勿論一般看守にも尠くとも一ヶ月一二回位は之を實地に演習せしめざるべからざるの必要あり加之ならず消防器は常に一定の場所に定置し何時にても使用に堪ゆべき充分の設備あるを要す當局者たる者宜しく平素無事の日當て火災其他非常變應の心掛けなかるべからざるなり聊か茲に注意を喚起せんとす

●請負業は須らく入札法に依るべし

監獄の作業を人民に受負はしめんとするときは新聞紙等に廣告して競争入札に付すべしとは獄務概則の規定する所にして實際に於ても又然かく行はれつゝあるか如し、去れば前の契約にして満期に至るときは又新たに新聞紙等の廣告法に依り、況く儲主を需むべきと勿論なり而して又其請負契約期限は可成之を短縮し置き其都度競争入札法を以てするを要す、故に他に請負人を需め得らるゝ限りは契約を繼續する

等の事は可成之を避くるの注意あるを要す、是れ百弊を未發に防かんとの注意に出づるなり好し止むを得ず繼續し請負を許す場合と雖も當局者と儲主との關係の如きは充分之を明察し不逞陰事の行はれざるに注意あるを要す

●請負作業の材料器具の缺損は官之を辨償するの責なし

儲主より監獄に持込むべき材料及び器具は監獄に於て素より相當の保護を與ふべしと雖も罹災盜難は勿論粗製品及び役囚の過失又は工藝の未熟なるより生成する毀壞缺損より醸生する一切の損害は専ら儲主の負擔に屬し監署か損害賠償の責任なきものとす故に請負契約書中には必らず是等の責任も監署か負擔するに及ばざることを明記するを肝要とす然れども監署か自ら及ふべき丈の注意と保護を加ふべきと必要なりとす假令は其持込みたる材料及び器具と雖も監署の許す限り相當倉庫様のものを貸與し口々罷役時に之に格納せしめ火災其他の事變に際しても可及的救急保護の道を學ぶべきこと通常動産委託の場合に於けるか如き注意を以てせざるべからざるの必要あり又技術に係る事及び普通人の能く爲し能はざる

事は其道に練達したる堪能の者を以て製作せしむる等看守者自から儲主又は儲主の代理人たるか如き慎重なる注意を以てせざるべからず然りと雖も看守者及び作業當局者は總て百藝に精通せるものにあらざれば或は注意の欠缺より將た役囚の不注より製品に瑕疵を生せしめ又は材料を毀損する等の場合ありと雖も監獄は之を負擔するに及ばざるなり最も當局者に注意を與へ及び役囚を處罰或は警戒すべきこと勿論なり然り而して此場合に當り粗製品に要せし工錢及び改造等に要する工錢は依然之を儲主より徴收すべき乎と云ふに當初の契約文に依り依然工錢を徴收すべきこと正當なるか如しと雖も果して然りとせば儲主の不幸大なりと云ふべし故に此場合に於ては該過失者たる囚人より工錢を剝奪し毫厘も給與するに及ばざるものなるべし假令服地を持込み洋服を裁縫委託するか如き或は其裁方を誤まり其用に適せざるに至らしめしか如きは是又委託者の不幸に歸するの外なかるべし但工錢は勿論全部を剝奪すべきなり

●監獄官吏の囚人に對する

訓諭及言語姿勢

看守及び監獄官吏か囚人に接するに當つては容姿端

嚴を保ち威嚴自から持し言語は明晰にして簡明ならざるべからず殊に戒護者か囚人に向つて訓戒を加ふる等の場合に當つては其言語は冗長に失する等の事なきを要す何となれば看守者か或る囚人に向つて訓戒を加ふる場合は如きは被訓戒者及び隣席者の如きは看守者直接戒護の下にあり敢て不逞の行動を許さざるは勿論なりと雖も他の一方に在つては看守者か訓諭する音聲の達する距離内に在つては殆んど戒護者なきと一般にして看守の來らざるを好機とし其隙に乗じ談話の禁を犯し又は獄則違犯の行爲なきを保し難し故に戒護者の唯一人なる監房及び工場に在つて或る事件の爲め囚人を訓戒する等の場合に當つては可成其言語を簡明にし冗舌以て長時間を費やすか如きことは最も慎み且つ警しめざるべからざるなり、是等は其訓戒を加ふる時間は他の囚人に對し全く無撿束と同様の有様に歸すべければなり加之ならざりては却て威嚴を失墜するの虞れ生す何となれば叱咤勵聲は皮相上彼等を威服せしむるに足るべしと雖も彼等をして真正に心服せしむるに足らざるのみな

らず外面上の威壓は偶々以て彼等の嗤笑輕侮を招く
 の楷梯たるに終るべければなり世の看守たる者及び
 直接囚人に接するものに在つては平素常に言語を慎
 み姿勢を端正ならしめざるべからざるなり彼の勵聲
 叱咤し又は腕力に訴ふるが如きは今日識者の探らざ
 る所なるのみならず監獄改良其もの累たらんのみ
 當局者たるもの注意ありたきとにこう

●刑事被告人の接見に就て

未決拘留は社會の安寧を維持する爲め事實の發見を
 容易ならしむるが爲め刑の執行を確實ならしむるか
 爲めの必要に出でたるものなるを以て縱令嫌疑中に
 繋ると雖も相當の取締なかるべからず勿論監獄中に
 は監房の別異書信接見等の規則あり其接見の如きは
 例外的場合へ密室監禁者及び重罪公判に付せられた
 るもの(一)を除くの外は典獄に於て之を許否するもの
 なれども或は必要の事にあらざれば接見を許さずと
 云ふものあり或は事に害なき以上は之を許すべしと
 云ふものありて寬嚴一ならずと雖も未決拘留の目的
 より推して論ずるときは縱令害なしとするも濫りに
 接見を許すべきものにあらすど確信す曾て實際家の
 話に由れば地方の祭禮等にて人民の休業するときは

別段慰問的の接見を願出るもの多く殆ど平日に數倍
 すと云ふ果して然らば是等慰問的の接見は斷然拒絕せ
 ざるべからず又辯護人代理として接見を申出るもの
 往々之れある由右は曾て本誌第四卷第七號の紙上に
 於て碌々生の痛論せられたる如く之を許すべきもの
 にあらざるべし聞く所に由れば警視廳監獄署に於て
 は卒先して頃日辯護人代理の接見は之を許さると
 に改めたりと云ふさもあるべし尙各地方に於ても右
 方針に由り其取扱を改められて然るべし

●給與工錢の調査は誤謬
 なきを期せよ

給與工錢なるものは其性質果して役囚の權利的機能
 に屬するや將た恩賜的給與に過ぎざるやの問題に就
 ては世既に學者の公論あり予輩更に之を辨するの要
 なしと雖も現今我刑法及び監獄則の規定と云ひ實際
 上の取扱振に至つては全然權利的機能として解釋せ
 らるべしか如し故に無定役囚は勿論定役囚と雖も法定
 上の現役一百日を経過したる者に對しては是非其工
 錢の十分の二若くは四或は十分の六の割合を以て工
 錢を給與せざるべからざること素より當然なりとす
 如斯單純に解釋を下すときは至極簡單なるか如しと

雖も抑も此給與工錢を算出するの基本たる料定工錢
 の記帳の正確を要するは勿論之を計算し之れか調査
 を遂ぐる上に於て最も綿密周到なる注意を以てせざ
 るべからざること予輩の事新しく茲に言明するを俟
 たざる所なり就中地方監獄に在ては在監人の出入常
 に頻繁にして加ふるに各種の罪囚を混淆拘禁するも
 のなれば給與工錢の算出上給與の割合即ち重罪囚に
 は十分の二輕罪囚には十分の四及び無定役囚には十
 分の六と云ふか如く毫厘の誤謬なからしめんことを
 期せざるべからざるなり然れども從來の經驗に由れ
 ば在監役囚の最大多數なるより將た精算の綿密を缺
 くるあるより他日に至り往々誤謬を發見せられ退給
 を要し又或は退給返納せしむるを要するか如き誤調
 缺點あるは殆んど掩ふべからざるの事實なるか如し
 人、素より鬼神にあらす常に絲毫の誤謬なからしめ
 んことを期するは寔に難事なりと云ふと雖も其局に
 當るもの、注意調査の如何に依ては又強ち困難事と
 するに足らざるべしと信す其他現役百日經過の限界
 は實に工錢給與の發端にして此限界は取りも直さず
 役囚に在つては工錢の給與を受くべき權能の開始す
 る所謂權利發生の時期に屬すべきものなれば現役百

日經過不經過の調査は又須らく周到なる注意を以て
 せざるべからざる事項と云ふべし然るに是又從來の
 慣行に由つて之を見るに不完全たる謗りを免かれざ
 るもの多きが如し又以て當局者の靜心注意を用ゆべ
 き點なりとす、要するに傭工錢の精算及び給與工錢
 の算出調査は監督と役囚との間に權義の分かる、岐
 路にして一步牙籌を過まるか將た誤調のあるあらん
 か當局者は常に其責任を免かるべからざること勿論
 なれば予輩の當局者に望む所は須らく一層綿密周到
 なる注意を以て工錢給與の精査檢覈を遂げられんこ
 と希望の至に堪へざるなり敢て一言すること爾かり

通信

●叙任及辭令

- 神奈川縣典獄 小河滋次郎
- 廣島縣典獄 若山 茂雄
- 廣島縣典獄 廣島縣典獄 若山 茂雄
- 任神奈川縣典獄 廣島縣典獄 若山 茂雄
- 任廣島縣典獄 內 務 屬 眞 木 喬

給六級俸 青森縣監獄書記 佐藤茂登枝
給七級俸 青森縣監獄書記 杉本雄太郎
兼看守長 野津義慶

全 奈良縣五條監獄支署長 曾雄 正雄
非職ヲ命ス 監獄書記兼看守長

任奈良縣監獄書記兼看守長九級俸下賜 桑原 今生
五條監獄支署長ヲ命ス
依願教誨師ヲ免ス 奈良縣教誨師 藤井 香曉
兵庫縣教誨師 脇本 暉信

●看守教習卒業

京都府 小寺清一郎
臺 藤壽龜 山中玉雄
神原與市 高橋万壽
音羽德次 大伴清一
正垣富藏 丹羽友次郎
保田忠常 瀧野松三
富田文吉 井本長三郎
中島万吉 坪山與三郎

岡山縣 森 万次郎
青森縣

得へきや、是等の事項に關して注意を喚起せんとす
るは本章の目的にして吾人は今より單純に生物學上
より犯罪者の觀察を遂げんとす
犯罪者の身體に關しては各國學者間異說紛々たりロ
ンプロソ氏曰く以太利犯罪者は其身丈平均の長度よ
り高しとネヒト氏曰く日耳曼の犯罪者は身丈に付て
は通常人と異なる所なしとマルロー氏は犯罪者の身
丈は區々不同なりと云ひトムソン及びウヰルソンの
兩氏は犯罪者の身丈は通常人に比して低しと云へり
歐洲大陸諸國に於ては兎も角大英共和王國に關する
限りは犯罪者の身丈通常人より低きは疑ふべからざ
るなり蘇格蘭土に於ける通常人の平均身丈は六七、
三〇英寸にして博士ブルース、トムソン氏の說に従
へば犯罪者の平均身丈は六六、九五英寸なりと又博
士ベッドー氏の言に依れば龍動職工の平均身幹は六
六、七二英寸にして龍動犯罪者の平均身幹は五四、
七〇英寸なり又ダンソン氏の說に依れば「リヴァプ
ル」に於ける犯罪者の身丈は六六、三九英寸なりと
ダンソン氏の說を以てすれば「リヴァプール」犯罪者
の身幹と龍動職工の身丈とは甚しき差異なしと雖
も元來英國北方の人民は瑞典若しくは諾威人の血統

答 森 貫 鈴木壽太郎

●司獄官會議

千葉縣監獄署
福岡、木更津兩監獄支署長ヲ召集シ本月四日ヨリ四
日間司獄官會議ヲ開キ樞要ノ事項數件ヲ議セリ

●賞表附與

島根縣監獄署
本月三日重罪囚三人輕罪囚一人ニ各賞表一個宛ヲ附
與セリ

又全月十一日全縣濱田監獄支署ニ於テ輕罪囚一人へ
賞表一個ヲ附與ス

翻譯

●肉體及精神と犯罪者

モリソン氏著 佐々木氏譯

犯罪者は通常人と異なりたる肉體上及精神上の性質
を有するものなるや、犯罪者は其身丈及び體重に於
て其同類たる他の人間に異なりや特殊の頭蓋及腦髓
を有するや、其顔面及風姿其他智能意思感情等に於
て不規則なるものありや

約言すれば犯罪者は明かに不正者として認むるを得
へき特質の組織に係り他の人類より區別せらるゝを

を受けたるものなれば此「リヴァプール」犯罪者の身
丈は寧ろ其類似せる蘇格蘭土と比較せざるべからず
若し然かするに於ては犯罪者の身丈は通常人の身丈
よりも甚だ矮少なるを知るを得べし

犯罪者社會と通常人民との間に其身丈に關して差異
あるは既に述べたる所なれども犯罪者と富貴光榮な
る社會とを比すれば其身丈に關し尙著大なる差ある
を知るを得へし博士ロバーツ氏の表に従へば富裕人
の平均身丈六九、〇六英寸にして龍動犯罪者の平均
身丈は唯六四、〇英寸に過ぎず之を以て見れば富裕
社會と龍動犯罪社會と比せば其身丈に四五英寸の差
あるを見る而して犯罪者と通常中等社會とを比較せ
ば富貴社會の如く甚だしき差異なし今中等社會の身
丈を檢するに當りガルトン氏の健康一覽を參照する
に中等社會の身丈は六七、九英寸にして龍動犯罪者
の身丈は六四、七〇英寸なれば兩者の間僅に二三英
寸の差あるのみ實際龍動犯罪者の身丈は東端「ジュ
」人と殆んど同一にしてジャコブ氏か人身學會雜誌
に投寄したる所に従へば東端「ジュ」人の平均身丈は
六四、三英寸にして同西端人は六七、五英寸なりと吾
人は以上なしたる測度の結果として大英國に於ては

犯罪者の身丈は通常人より低しと云ふを憚からざるなり

吾人は今より犯罪者身體の重量に關し述へんにロン
ブログ及マルロー兩氏は以太利犯罪者の體量は通常
人に比して重しと云へり之に反して龍動犯罪者の體
量は同地職工民の體量と等しく英國諸大都會の總職
工民の平均體量より劣れり即ち龍動犯罪者の平均體
量一三六磅にして同地職工民の平均體量は一三七
磅なれども諸大都會に於ける職工民の平均體量は一
三八磅なり又ガルトン氏の健康一覽表に依れば龍動
犯罪者の體量は中等社會に劣ること著し即ち中等社
會の平均體量は一五二磅なり之を以て是を見れば龍
動犯罪者の體量は中等社會に比して七磅軽く上等社
會に比して十六磅輕さを知る

犯罪者の頭蓋に關しては英國に於ては嘗て之が穿鑿
を遂けたるものなし歐洲大陸諸國に於ては之か探究
を爲たるもの數多あれ共其說各々抵觸せりロンブロ
グ氏の說に従へば犯罪者の頭蓋は通常人の頭蓋より
も特殊不平均の割合大なりと此點に關して氏はマノ
ヴリエル氏の說を援引せり然れども人身學を以て有
名なるトビナード氏は之に反對の意見を抱けり氏は

としてなしとのとを記臆せざるべからず故に若し此
各異の範圍にして他の社會よりも犯罪者間に於て絶
對的に浩大なりとの論證をなすを得ば此に於てか吾
人は漸く確固たる論據に接近するを得べく先つ今日
に於ては到底頭蓋に關し確固たる論證を得ること能
はざるを以て是に對し喋々の辯を勞する能はざるな
り

今日に於て頭蓋に就き未だ研究を遂ぐる能はざるか
如く猶犯罪者の腦髓に就ても亦之を知悉するを得さ
るなり數年前教授ベネデクト氏は腦髓の内部に犯
罪の席あることを發見したりとて大に世人を驚かし
めたることありし氏は前腦葉狀部中に奇異の物質を
發見し犯罪は是等奇異の物質の存在するか故なりと
の斷定を爲したるも氏は正直善良なる人民の前領内
部を試験せざりしなり若し之か試験を爲すに於ては
正直なる人の腦髓中にも猶斯の如き奇異の物質ある
を發見すへし即ち是れか穿鑿者の一人たる博士ギヤ
コミン氏の如きは此奇物は犯罪者よりも尙多く通常
人の腦中に在りと云へり博士バーデンベン氏は正直
者腦髓の儀型として斯の如き物質の存在せざるとを
説けり夫れ以上の如き問題は腦髓の形狀に關する問

アノヴリエル氏の試験したるが如き頭蓋と同一物即
ち殺人罪者の頭蓋を檢し氏は是等犯罪者の頭蓋と通
常人との頭蓋との間に差異なきことを發見せり此耳
義の人身學者ヒゼル氏は曰く犯罪者の腦蓋は其犯罪
者の屬する人種の頭蓋に異なる所なしと實際頭蓋測
定の方法に於て充分精確なる方策の究めらるるに
至る迄に犯罪者の頭蓋に關する諸説は之を信する
の價値なきものと云はざるを得ず之に關する著名な
る一例は一千八百八十九年に於て決定せられたる巴
里犯罪者人身學會議の争訟に於て目撃せらるるべし革
命者マラットを殺害せしチャロツテ、マーデイの頭
蓋を檢してロンブログ氏は曰く是眞に犯罪者頭蓋の
儀型なりとトビナード氏は之に反して是婦女子頭蓋
の儀型たるべしと蓋し氏は此點に於てベネジクト氏
の贊同する所たり夫れ如斯人身學者間に異說の存す
る限りは到底犯罪者頭蓋に就て討究するも其効な
るへし夫れ此の種の研究を始めんとする以前に當り
ては討究者の間に於て犯罪者の頭蓋に特殊不平均な
るものありや又なしやの合意に付き確固たる基礎な
かるべからず而して其決論を下す以前に當り各個人
は皆各異の頭蓋を有するものにして均一なるもの一

題なれば固より困難なれども之よりも簡易單一なる
腦髓の重量に關する問題に考察を轉するも犯罪者の
腦蓋は通常人の腦蓋より輕きや將た重きやを知ると
能はずして此單一なる問題を解説せんとするに方り
ても猶は障礙を排除すること能はざるなり博士ビン
スウォンセル氏吾人に告げて曰く未だ犯罪者及通常
人の腦髓の輕重を量り以て其平均重量を知るを得ず
と夫れ平均の腦髓の容積及び重量を知るは精確なる
斷論をなすに必要なり然るに此必要條件すら充たす
を得ざる今日に於て焉乎腦髓の重量に關し確固たる
說をなすを得へけんや然しなから今假りに吾人か犯
罪者の腦髓は重量及び構造に關し擧げたる事實を以
て信を置くの價値あるものとすも猶は吾人は是等
の事實より充分なる斷論を下す前に當り一般に腦髓
の作用を知ると厚からざるべからず又吾人にして大
腦部の生理的作用は知悉し得るとするも未だ犯罪者
なるか否やの特殊心理腦力の所在を認知するを得さ
るなり換言すれば意思の機關として腦髓を研究する
こと未だ進歩せず其研究幼稚なりと云ふへし其證據
は精神作用に關する限りは腦髓の各部を皆一物と看
做すへしか又は是等の精神の作用は或る一定せる部

分に存在せるかの問題を解明すると能はざるを以て見るべきなり夫れ如斯根基の困難にして判然せざるに於ては腦髓の内部中に奇異の物質の存在するの故を以て犯罪者及び通常人の異なるを證する能はざるなり

(未完)

●斯氏囚人農業論

本論は曾て論說欄内に續掲せしも紙上の都合に依り反譯欄内に掲載す
記者 識

○第二幼年囚

余は農業的囚人殖民地を設け其初に於て此業に幼年囚を使役するの試験を爲し不良の結果を得たると及幼年囚と成年囚と交換せざるへからざるの餘儀なきに至りたるを陳述せざるへからず

佛蘭西、白耳義、和蘭等の如き、有名なる拓地殖民には幼年犯罪者も亦加はると聞くも雖も余は先づ此種の監獄は固有の意義に於ける監獄と謂ふ能はざるを一言し置かざるを得ず

時既に切迫し余に非常の制限を爲すと雖も余は之を措くに忍びす少くも幼年囚作業殊に外役に使役する場合には如何に處すへきやを根本に就て主義上の

滿十二歳以下の者若しくは犯罪たるを辨別するの腦力を有せざる幼年犯罪者は養育院或は感化院に入院せしむへきものとす

之に依て見るも既に立法者自から幼年囚の自由刑を執行する監獄或は監房は養育院及感化院とは差異ありと思はせしむると明かなり此等は實際に於ては監獄即ち成年と幼年者を區別し拘禁するの監獄にして假令ひ唯一の目的にあらざるも感化主義の全然行はれざる監獄なるに非ず(如何となれば嚴肅なる刑の執行と感化とは相離るへからざるものなればなり)且幼年囚にも成年囚と一班贖罪の爲め刑の苦痛を與へ刑は彼れど是との區別なく懲戒の効なかるへからず然れども行刑の方法に至らば幼年囚には相當の斟酌を加へ判決に依り確定せる刑期間に於て爲し能ふ限りは教育上特別の注意を加ふるを要す

歐洲現行刑法の多くは之れと類似の主義を以て規定せられたり其内最も著く異なるの點は僅々に過ぎざれども獨逸刑法の如きは十二歳以下の幼者に對する刑法上の制裁を全然削除したり各國多くは年齢の制限を滿十六歳とし滿十六歳以上の幼年犯罪者には刑法の制裁を加ふるの制なりし(千八百五十一年四月

單見を陳述せんとす
余等は就中左の聯邦刑法の條文を參照せざるへからす

一 滿十二歳以下の者は刑法の明文に依り罰すへき行爲あるも刑法に照し罰するを得ず但し(後見役場の決議に依り)養育院若しくは感化院に入院せしむへし(五十五條)

二 犯時十二歳以上滿十八歳に滿たるを者其所爲犯罪たるを辨別せずして犯したる時は其罪を論せず

犯人を其家族に引渡すへきか或は養育院若しくは感化院へ入院せしむへきかは判決に依り確定すへし其院の監督官廳は必要と認む期限間之を入院せしめ置くへし但し滿二十歳を越ゆるを得ず

三 幼年犯人犯罪たるを辨別して犯したる時は其罪を論す但し法律の規定に依り其罪を輕減すへし

自由刑は特に幼年囚の爲めに定めたる監獄若しくは監房に於て執行すへし(五十七條)
幼年囚作業問題に就て論究する時は總て之を區別し

十四日發布普通生刑法に規定せる如く)千八百七十一年一月以降我北獨逸同盟國に對し其后獨逸全國に對し實施したる刑法は該年限を二年延長し滿十八年以上となしたると是なり

此規定の有効範圍并に養育院及教育院に入院せしむへき幼年者の區別は幼年囚待遇に關する説明のみを以て充分賛成する能はず之を明瞭ならしめんとするには犯罪たるを辨別するの腦力を有し處刑せられたる幼年囚は十二歳より十八歳に至る迄各年齢階級に分つや否やを確定せざるへからず乍遺憾余は普漏西全國の監獄に於て此くの如き證明を得る能はず伯林(ブレッツェンゼー)大監獄附屬にして常に百名以上を拘禁する幼年男囚特別監獄の統計表に依れば幼年囚の總延人員は二千余人にして年齢階級左の如し

- 十二歳以上十四歳迄……………一割
- 十四歳以上十六歳迄……………三割二分
- 計四割二分

之れに反して新に追加したる年齢階級十七歳及十八歳
五割八分

故に半數以上となる
茲に掲ぐる數は概して全國の標準たるを得へし然れ

とも千八百七十八年に於ける幼年犯罪者の數と千八百六十九年との員數を對比する時は其倍數以上に當るを以て其根源を研究するは亦無用の業にあらざるへし

幼年囚待遇の要は嘗て既に成年者に算入せられしものにして田舎及都府就中工業盛大なる大都會に於て數年其業に従事し一般社會上の事情に通じ自治し得るものに重きを置くにありとす性質の發達若くは生業上の教育習熟の點に於ては彼等は未だ懸念なき能はず故に成年者よりも猶一層嚴重に誘惑を防遏するを要するものにして工業上の状況動搖の結果より大困難に陥り社會の爲めには危険の大原素となることあり如何となれば彼等の多數は既に職業的犯罪の候補者たればなり

若し前年齢階級に就て果して被告は犯罪ノ當時犯罪たるを辨別するの腦力を有したるの證明を常に裁判官に於て得るものとせば以前の年齢階級に就ては時に疑ひなき能はず而して裁判官は疑義の場合に於ては無罪免訴を言渡すか若くは被告に養育院或は救育院入を言渡すの傾きなりとの論は最も道理に接近せるものなりと謂ふべく而して裁判官は此方法を適

きを以て無罪の言渡を受けたる幼年犯罪者に就て特に注意すべき區畫を設けるとなく前者と後者とを同一の場所に雜居せしむるの美果を得たり此くの如くなれば教育上より觀察すれば最も嚴正に區畫すへき兩階級に非常に憂慮すへき混合を生したりと謂へし白耳義の如きは區畫上最も正則の方法を實行せり我幼年囚の作業は何れの方法を採るを最可となすやを研究するに當ては先づ幼年囚は比例的少數の取除けあるの外短期自由刑の者のみにして時としては一二週間に過ぎざる者あるを記憶せざるべからず總て幼年犯罪者に言渡したる自由刑は平均三ヶ月を超へざるとは余の斷言し得る所なり彼等は刑の執行を受けるものたるの感覺なかるべからず然るに若し彼等を毫も監獄の形跡たになき養育院に於て發育不完全なる者の体力に適する輕易の菜園或は田畝耕作の業を課せんとする時は其大部分に就て行刑の目的を達する能はざるへし又幼年囚を監獄に拘禁し耕作の爲めに監獄外に出役せしむる時は彼等は此機會に於て逃走を謀ると成年者より甚しければ其結果は勢ひ同一と(希望せざるも)ならざるを得ざるへし農業授業は短期刑間に於て行はれざるは勿論農作に依て得

用し以て安全なりと假定するを得へし然るに乍遺憾此種の創設は現在の數にては不充分にして殊に懲罰すへきは政府より創設せられたる者は單にポッパルと及スタインフェルド來困教育院の二ヶ所のみなると是なり此くの如き情態なれば結局假令其執行法は宜しきを得る能はざるも短期の自由刑となるは稀有にあらざるなり如何となれば幼年囚(刑法第五十七條)に對する特別監獄未だ希望に應ずるの數に違せざればなり

幼年囚は多くは監獄に入るより教育院に入るべし可とし之を切望すると同時に短期刑の者は英國に於けるか如く滿期後尙は永く強制教育所に入らしむべき法律の設けなきを遺憾とす

犯罪に對しては第一に防遏手段を講せざるべからず是既に實驗する所にして即ち孤兒幼年浮浪者及乞食には強制教育を施し既に犯罪の途にある幼者は之を教育院に入らしむるを最も肝要なりとす余は本件に就て詳密なる論究を止め單に英國授工院及感化院の好結果に就て述へんとす佛國の如きは品行不良の兒童養育場就中有名なるラメトライ及ワルドウエルの農業殖民地に於て宣告を受けたるもの及辨別腦力な

る所の人事の教育も亦微々たるなり而して幼年犯罪者の多くは都會の者たることを忘るべからず而して彼等は其放免後稀有の場合に限り繼續從事し得るか如き業を以て養生すへきものにあらざる理由既に斯くの如くなれば近時佛國に於ても教育院の教育には農業よりも職工的事業を重んずるに至れり白耳義及英國の如きは現に此主義を採れり

人口稠密なる都府に於て養育院及教育院を設くる時は之に依て得る所の衛生及紀律上の利益少なからず該院は不良の徒なるも囚人にあらざる者にして通常數年間(職業に堪ゆる年齢迄とす)刑法に依れば場合に由り滿二十歳迄留置せらるるものを置く處とす若し養育及教育院に於て職工的教育と適當なる面積の農業地とを併設する時は教育及經濟上良好の結果を希望し得べく白耳義ルイセルレーデ、ウイングネー、及ベルネムに於ける完全なる感化院を以て證明するに足る而して該院は單に男女幼年乞食及浮浪者の爲めに設けたるものなり(凡う百九人)

幼年犯罪者をして受刑者たるの感覺を有せしめんと欲する時は犯罪者に對し特に自由を剝奪せざるべからず外部の裝置に存する感覺も亦其一部たるべし犯

罪者には厳正なる紀律及秩序の習慣を興へ看視を避け或は他囚との交通より悪習を學ひ若くは他囚に害を施すか如きとなからしむるの方針を採らんとするには幼年犯罪者拘禁の爲め特に設けたる監獄に入れ紀律を嚴にし役業習學及運動を適度に爲さしむるを最可とす白耳義に於ては幼年囚にして刑期六ヶ月以下のものは之を分房に於て執行せり (未完)

監獄彙報

●北海道廳集治監 書記關省策同戸田進吉看守今百吉同小柳川啓吉同豊田安貞の諸氏は昨朝室蘭より顯益號にて着函せり此一行は空知分監の囚人七十余名を護送する爲め他の看守七人と同行し各自交互に在艦の囚人を護衛し昨晚の便船にて出發せり囚人護送地は宮城集治監にて二ヶ月後に至れば放免せらるゝものゝ由

●兩監獄支署廢止 五所川原鯉ヶ澤兩監獄支署本月三十一日限り廢止し該署に關する事務を弘前監獄支署に於て取扱はしむる旨昨日本縣知事より告示された

り

●監視人を漁夫に利用す 監視人の引取人なき者は満期まで別房に繋留して夫れ〱職業を興へ置くとなるが此度天鹽國苦前の漁業家某は札幌監獄署に於て引取人なき監視人中にて漁夫に適するもの九名を選ひ自ら引受人となり相當の手續を了して漁夫に雇入れ連れ歸りたる由なるが右は雇賃も通常より安く且つ監視中は飲酒他行等も出來されば雇主の便益なるは勿論被雇人も不自由なる獄裡を脱して大に神身の自由を増すを得へく云は〱眞に一舉兩得の便法ならん

●小河滋次郎氏の出發 前神奈川縣典獄小河滋次郎氏は佛國に開かるゝ萬國監獄會議へ列席の爲め昨廿三日午前八時三十分横濱出帆の佛郵船カレドニアン號にて出發したり

●監獄改築の取調を小川氏に囑托す 神奈川縣廳にては佛都萬國監獄會に出席する爲め昨二十三日横濱出帆の佛國郵船カレドニアン號にて出發したる前神奈川縣典獄小川滋二郎氏へ對し今回改築する同縣監獄の構造組織其他必要なる一般の取締及報告方を依頼したる由にて同氏も之れを承諾して出發したりと

教誨叢書第三十八輯目錄 (二月分)

教誨

朋友
闇夜の光
善のために善をなせ

宗教

成功と天意
品格と名譽 信仰は人生の麴酵困難
教育家 ヘスタロジト傳 緒言 幼時 幼時教育

傳記

序 字義 主意工夫

四言教

紀元節 西曆紀元 世紀 金巾 雷 マナ

溫故知新

誠に道を求める人
吉田松陰新年の俗解
出獄者との對話

明治近思錄

愛國
實語教 智と財

讀方

在米 留岡幸助
榊戸 水崎基一
全 原胤昭
東京 原田助

雲 薇峯樵夫
南海逸士
天福堂主人
た、は、
南海逸士
渡邊望岳
濃川生
天福堂主人

會 告

●本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシムルヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
 前金五錢五厘 (全上)

●全署內五名以上購讀ノ向ハ
 ●一府縣內數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク
 ●又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏ノ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
 ●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

●監獄雜誌ヲ注文セラル、キハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
 ●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ
 ●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封ヘ(替)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
 ●雜誌代金ヲ送付セラル、キハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
 ●通運便ニ付セラル、キハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、キハ五厘切手一割増タルヘシ
 ●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
 ●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ 出版主任 磯村 兌 貞

明治廿八年三月三十日發行

(明治二十七年二月廿六日遞信省認可)

發行人兼編輯人 磯村 兌 貞
 印刷所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察監獄學會支會
 支發行所 東京市四ツ谷區荒木町廿七番地 警察監獄學會支會
 印刷所 東京市芝區芝宮本町二十九番地 共益商社印刷部